

主要食糧の需給及び価格の安定に関する法律等の一部を改正する法律案新旧対照条文

主要食糧の需給及び価格の安定に関する法律（平成六年法律第百十三号）（第一条関係）

（傍線部は改正部分）

改正案	現行
<p>主要食糧の需給及び価格の安定に関する法律</p> <p>目次</p> <p>第一章 総則（第一条・第三条）</p> <p>第二章 米穀の需給及び価格の安定を図るための措置</p> <p>第一節 基本指針（第四条）</p> <p>第二節 適正かつ円滑な流通の確保に関する措置</p> <p>第一款 生産調整方針（第五条・第七条）</p> <p>第二款 米穀安定供給確保支援機構（第八条・第十七条）</p> <p>第三款 米穀価格形成センター（第十八条・第二十八条）</p> <p>第三節 政府の買入れ及び売渡し（第二十九条・第三十三条）</p> <p>第四節 政府以外の者の行う輸入及び輸出（第三十四条・第三十六条）</p> <p>第五節 緊急時の措置（第三十七条・第四十条）</p> <p>第三章 麦その他主要食糧の需給及び価格の安定を図るための措置（第</p>	<p>主要食糧の需給及び価格の安定に関する法律</p> <p>目次</p> <p>第一章 総則（第一条 第三条）</p> <p>第二章 米穀の需給及び価格の安定を図るための措置</p> <p>第一節 基本計画（第四条）</p> <p>第二節 計画的な流通の確保に関する措置</p> <p>第一款 生産者（第五条）</p> <p>第二款 出荷取扱業（第六条 第二十七条）</p> <p>第三款 自主流通法人（第二十八条 第三十四条）</p> <p>第四款 販売業（第三十五条 第四十七条）</p> <p>第五款 自主流通米価格形成センター（第四十八条 第五十八条）</p> <p>第三節 政府の買入れ及び売渡し（第五十九条 第六十四条）</p> <p>第四節 政府以外の者の行う輸入及び輸出（第六十五条 第六十五条</p> <p>〇三）</p> <p>第三章 麦その他主要食糧の需給及び価格の安定を図るための措置（第</p>

四十一条・第四十六条)

第四章 雑則(第四十七条・第五十四条)

第五章 罰則(第五十五条・第六十二条)

附則

第一章 総則

(目的)

第一条 この法律は、主要な食糧である米穀及び麦が主食としての役割を果たし、かつ、重要な農産物としての地位を占めていることにかんがみ、米穀の生産者から消費者までの適正かつ円滑な流通を確保するための措置並びに政府による主要食糧の買入れ、輸入及び売渡しの措置を総合的に講ずることにより、主要食糧の需給及び価格の安定を図り、もって国民生活と国民経済の安定に資することを目的とする。

(主要食糧の需給及び価格の安定を図るための基本方針)

第二条 政府は、米穀の需給及び価格の安定を図るため、米穀の需給の適確な見通しを策定し、これに基づき、整合性をもって、米穀の需給の均衡を図るための生産調整の円滑な推進、米穀の供給が不足する事態に備えた備蓄の機動的な運営及び消費者が必要とする米穀の適正かつ円滑な流通の確保を図るとともに、米穀の適切な買入れ、輸入及び売渡しを行うものとする。

2 | 政府は、前項に規定する生産調整の円滑な推進に関する施策を講ずるに当たっては、生産者の自主的な努力を支援することを旨とするとともに、水田における稲以外の作物の生産の振興に関する施策その他関連施

六十六条 第七十一条)

第四章 雑則(第七十二条 第八十三条)

第五章 罰則(第八十四条 第九十二条)

附則

第一章 総則

(目的)

第一条 この法律は、主要な食糧である米穀及び麦が主食としての役割を果たし、かつ、重要な農産物としての地位を占めていることにかんがみ、米穀の生産者から消費者までの計画的な流通を確保するための措置並びに政府による主要食糧の買入れ、輸入及び売渡しの措置を総合的に講ずることにより、主要食糧の需給及び価格の安定を図り、もって国民生活と国民経済の安定に資することを目的とする。

(主要食糧の需給及び価格の安定を図るための基本方針)

第二条 政府は、米穀の需給及び価格の安定を図るため、米穀の需給の適確な見通しを策定し、これに基づき、計画的にかつ整合性をもって、米穀の需給の均衡を図るための生産調整の円滑な推進、米穀の供給が不足する事態に備えた備蓄の機動的な運営及び消費者が必要とする米穀の適正かつ円滑な流通の確保を図るとともに、米穀の適切な買入れ、輸入及び売渡しを行うものとする。

策との有機的な連携を図りつつ、地域の特性に応じてこれをとりよ  
努めなければならない。

3 | (略)

(定義)

第三条 (略)

2 | (略)

2 | (略)

(定義)

第三条 (略)

2 | この法律において「米穀の生産調整」とは、農林水産大臣が定めた米穀の生産の目標を基礎として政令で定めるところにより農業者ごとに定められた面積の水田(災害により稲の作付けが著しく困難となった土地その他農林水産省令で定める土地を含む。)で農林水産省令で定める要件に該当するものについて、政令で定めるところにより、稲以外の作物の作付けその他の農林水産省令で定める方法による米穀(飼料の用その他農林水産大臣が定める用途に供するものを除く。)の生産活動の調整を行うことをいい、「生産調整実施者」とは、当該生産活動の調整を実施した者をいう。

3 | (略)

4 | この法律において「計画流通数量」とは、消費者に対し計画的な供給を図るものとして、農林水産大臣が定める米穀の数量をいう。

5 | この法律において「計画出荷数量」とは、生産者からの計画的な出荷がなされるものとして、農林水産大臣が計画流通数量を勘案して定める米穀の数量をいう。

6 | この法律において「自主流通米」とは、計画出荷数量に係る米穀のうち生産者から登録出荷取扱業者に売り渡され、又は売渡しが委託されるものであって、第三十条第一項の認可を受けた自主流通計画に従い、流

通するものをいう。

7 この法律において「政府米」とは、計画出荷数量に係る米穀のうち生産調整実施者から政府が買入れ、売り渡すもの及び輸入に係る米穀であつて政府が取得し、売り渡すものをいう。

8 この法律において「計画流通米」とは、自主流通米及び政府米をいう。

9 この法律において「第一種出荷取扱業」とは、米穀の生産者から第五条第一項の計画出荷米の売渡し又は売渡しの委託を受けることによりその出荷を取り扱う業務をいい、「第一種登録出荷取扱業者」とは、第一種出荷取扱業を行うことについて第六条第一項又は第十条第二項の登録を受けた者をいう。

10 この法律において「第二種出荷取扱業」とは、第一種登録出荷取扱業者から第五条第一項の計画出荷米の売渡し又は売渡しの委託を受けることによりその出荷を取り扱う業務をいい、「第二種登録出荷取扱業者」とは、第二種出荷取扱業を行うことについて第六条第一項又は第二十七条第一項において準用する第十条第二項の登録を受けた者をいう。

11 この法律において「出荷取扱業」とは、第一種出荷取扱業及び第二種出荷取扱業をいい、「登録出荷取扱業者」とは、第一種登録出荷取扱業者及び第二種登録出荷取扱業者をいう。

12 この法律において「卸売業」とは、計画流通米の卸売の業務をいい、「登録卸売業者」とは、卸売業を行うことについて第三十五条第一項又は第四十一条第一項において準用する第十条第二項の登録を受けた者をいう。

13 この法律において「小売業」とは、計画流通米の小売の業務をいい、

第二章 米穀の需給及び価格の安定を図るための措置

第一節 基本指針

第四条 農林水産大臣は、米穀の需給及び価格の安定を図るため、政令で定めるところにより、毎年、米穀の需給及び価格の安定に関する基本指針（以下「基本指針」という。）を定めるものとする。

2 基本指針においては、次に掲げる事項を定めるものとする。

一・二（略）

三（略）

四・五（略）

3 農林水産大臣は、前項第二号に掲げる事項を定めるため必要があるときは、都道府県知事に対し、資料の提出その他必要な協力を求めること

「登録小売業者」とは、小売業を行うことについて第三十五条第一項又は第四十七条第一項において準用する第十条第二項の登録を受けた者という。

14 この法律において「販売業」とは、卸売業及び小売業をいう。

第二章 米穀の需給及び価格の安定を図るための措置

第一節 基本計画

（基本計画）

第四条 農林水産大臣は、米穀の需給及び価格の安定を図るため、政令で定めるところにより、毎年、米穀の需給及び価格の安定に関する基本計画（以下「基本計画」という。）を定めるものとする。

2 基本計画においては、次に掲げる事項を定めるものとする。

一・二（略）

三 米穀の生産の目標その他米穀の生産調整に関する事項

四（略）

五 計画出荷数量及び計画出荷数量のうち米穀の備蓄の運営のために政府が買入れる米穀の種類別の数量に関する事項

六 計画流通数量並びにその国内産又は外国産の別、自主流通米又は政府米の別及びその種類別の数量に関する事項

七 前号に掲げる数量について、政令で定めるところにより、地域別又は期間別に定める数量に関する事項

八・九（略）

3 農林水産大臣は、基本計画を策定するに当たっては、当該基本計画が米穀の生産者の適確な営農活動に資するものとなるよう、政令で定める

ができる。

4 | 農林水産大臣は、基本指針を定めようとするときは、食料・農業・農村政策審議会の意見を聴かなければならない。

5 | 農林水産大臣は、基本指針を定めたときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。

6 | 農林水産大臣は、米穀の需給事情その他経済事情に変動が生じた場合において、特に必要があると認めるときは、基本指針を変更することができる。

7 | 第三項から第五項までの規定は、前項の規定による基本指針の変更に  
ついて準用する。

## 第二節 適正かつ円滑な流通の確保に関する措置

### 第一款 生産調整方針

#### (生産調整方針の認定)

第五条 米穀の生産者又は出荷の事業を行う者の組織する団体その他政令で定める者(以下「生産出荷団体等」という。)は、農林水産省令で定めるところにより、米穀の生産調整に関する方針(以下「生産調整方針

ところにより、あらかじめ、前項第二号、第三号及び第五号に掲げる事項につき、その計画的な生産及び出荷の指針となるべきものを定め、これを公表するものとする。

4 | 農林水産大臣は、基本計画(第二項第七号に掲げる事項を除く。第六項において同じ。)を定めようとするときは、米穀の需給事情等に関し学識経験を有する者及び関係者の意見を聴くものとする。

5 | 農林水産大臣は、第二項第七号に掲げる地域別の数量を定めようとするときは、あらかじめ、その関係部分について関係都道府県知事の意見を聴くものとし、当該数量を定めたときは、遅滞なく、当該関係部分について関係都道府県知事に通知するものとする。

6 | 農林水産大臣は、基本計画を定めたときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。

7 | 農林水産大臣は、米穀の需給事情その他経済事情に変動が生じた場合において、特に必要があると認めるときは、基本計画を変更することができる。

8 | 第四項から第六項までの規定は、前項の規定による基本計画の変更に  
ついて準用する。

## 第二節 計画的な流通の確保に関する措置

### 第一款 生産者

#### (米穀の売渡先等)

第五条 米穀の生産者は、その生産した米穀のうち、基本計画において定められた計画出荷数量を基礎として、政令で定めるところにより、農林水産大臣が米穀の生産者ごとに定める数量(以下「計画出荷基準数量」

「と。い。つ。」を作成し、当該生産調整方針が適当である旨の農林水産大臣の認定を受けることができる。

2 生産調整方針においては、次に掲げる事項を定めるものとする。

一 生産調整方針に従って米穀の生産を行う者に係る米穀の生産数量の目標（以下「生産数量目標」とい。つ。）の設定方針

二 生産数量目標を達成するためとるべき措置（天候その他の自然的条件の変化により生産数量目標を上回って生産された数量の米穀に係る措置を含む。）

3 農林水産大臣は、第一項の認定の申請が次の各号のすべてに該当するときは、同項の認定をするものとする。

一 生産調整方針の内容が基本指針に照らして適切なものであること。

二 前項第二号に掲げる事項が生産数量目標を確実に達成するために適切なものであること。

三 その他農林水産省令で定める基準に適合するものであること。

4 前三項に規定するもののほか、生産調整方針の認定及びその取消しに關し必要な事項は、政令で定める。

（生産調整方針に関する助言及び指導）

第六条 国は、生産出荷団体等に対し、生産調整方針の作成及びその適切な運用のために必要な助言及び指導を行うように努めるものとする。

第七条 生産出荷団体等は、生産調整方針の作成及びその適切な運用のため、地方公共団体に対し、必要な協力を求めることができる。

2 地方公共団体は、前項の規定により協力を求められた場合において、

と。い。つ。）に係る米穀（以下「計画出荷米」とい。つ。）について、政令で定めるところにより、自主流通米として第一種登録出荷取扱業者に売り渡し、若しくは売渡しを委託し、又は政府米として政府に売り渡し、若しくは第一種登録出荷取扱業者に売渡しを委託しなければならない。この場合において、当該売渡し（委託による売渡しを含む。）に係る米穀は、農林水産省令で定めるところにより計画出荷米である旨の表示が付された米穀でなければならない。

2 前項の規定による政府米としての売渡し（委託による売渡しを含む。）

（は、米穀の生産者が生産調整実施者である場合において、基本計画において定められた政府が買入れる米穀の数量を基礎として、政令で定めるところにより、農林水産大臣が当該生産調整実施者ごとに定める数量に係る米穀について、行うことができる。

3 米穀の生産者は、農林水産省令で定めるところにより、農林水産大臣に計画出荷基準数量の変更を申請することができる。この場合において、農林水産大臣は、米穀の計画的な流通の確保に支障を及ぼすおそれがあるとして政令で定める場合を除き、その変更を承認するものとする。

4 米穀の生産者（政令で定める者に限る。）は、第一項の規定により計画出荷米について第一種登録出荷取扱業者に売り渡し、又は売渡しを委託しようとする場合には、農林水産省令で定めるところにより、第一種登録出荷取扱業者と米穀の出荷に係る契約（以下「出荷契約」とい。つ。）をして、するものとする。

5 米穀の生産者は、その生産した米穀で計画出荷米以外のものを売り渡す場合には、農林水産省令で定めるところにより、あらかじめ、当該売渡しに係る数量を農林水産大臣に届け出なければならない。

生産調整方針の作成及びその適切な運用がその地方公共団体の区域の特性に応じた農業の振興に資すると認めるときは、必要な助言及び指導を行うように努めるものとする。

第二款 米穀安定供給確保支援機構

(指定)

第八条 農林水産大臣は、米穀の安定供給の確保を支援することを目的として設立された民法（明治二十九年法律第八十九号）第三十四条の法人その他営利を目的としない法人であつて、次条に規定する業務を適正かつ確実にを行うことができるものと認められるものを、その申請により、全国を通じて一個に限り、米穀安定供給確保支援機構（以下「機構」という。）として指定することができる。

2 農林水産大臣は、前項の規定による指定をしたときは、機構の名称、住所及び事務所の所在地を官報で公示しなければならない。

3 機構は、その名称、住所又は事務所の所在地を変更しようとするときは、あらかじめ、その旨を農林水産大臣に届け出なければならない。

4 農林水産大臣は、前項の規定による届出があつたときは、その旨を官報で公示しなければならない。

(業務)

第九条 機構は、次に掲げる業務を行うものとする。

一 第五条第一項の認定に係る生産調整方針に従つて米穀の生産を行う者に対し、当該認定に係る生産調整方針に基づき同条第二項第二号に規定する米穀を在庫として保有する措置の実施のために必要な資金に

第二款 出荷取扱業

(出荷取扱業の登録)

第六条 出荷取扱業を行おうとする者は、農林水産大臣の登録を受けなければならない。

2 前項の登録は、第一種出荷取扱業及び第二種出荷取扱業の区分により、都道府県の区域ごとに行つ。

(第一種出荷取扱業の登録の申請)

第七条 第一種出荷取扱業の登録を受けようとする者は、農林水産省令で定めるところにより、次に掲げる事項を記載した申請書を農林水産大臣に提出しなければならない。

一 氏名又は名称及び住所並びに法人にあつては、その代表者の氏名



充てるための無利子の資金の貸付けを行うこと。

二 米穀の安定供給の確保に資する売買取引に係る米穀の買受けに係る債務（当該債務の履行に必要な資金の借入れに係る債務を含む。）を保証すること。

三 前二号に掲げる業務に附帯する業務を行うこと。

（業務の委託）

第十条 機構は、農林水産大臣の認可を受けて、前条第一号に掲げる業務（貸付けの決定を除く。）及び同条第二号に掲げる業務（債務の保証の決定を除く。）の一部を金融機関に委託することができる。

2 金融機関は、他の法律の規定にかかわらず、前項の規定による委託を受け、当該業務を行うことができる。

（業務規程の認可）

第十一条 機構は、第九条第一号及び第二号に掲げる業務（以下「貸付等業務」という。）を行うときは、貸付等業務の開始前に、貸付等業務の実施に関する規程（以下この款において「業務規程」という。）を作成し、農林水産大臣の認可を受けなければならない。これを変更しようとするときも、同様とする。

二 営業所の所在地

三 法人にあつては、第一種出荷取扱業を行う役員の氏名

四 第一種出荷取扱業を行う都道府県の区域

五 第一種出荷取扱業に必要な施設の状況

2 前項の申請書には、第一種出荷取扱業について農林水産省令で定める事項を記載した事業計画書及び第九条第一項第五号から第七号までに該当しないことを誓約する書面その他の農林水産省令で定める書類を添付しなければならない。

（第一種出荷取扱業の登録の実施）

第八条 農林水産大臣は、前条の規定による登録の申請があつたときは、次条第一項の規定により登録を拒否する場合を除き、次に掲げる事項を第一種登録出荷取扱業者登録簿に登録しなければならない。

一 前条第一項第一号から第四号までに掲げる事項

二 登録年月日及び登録番号

2 農林水産大臣は、前項の規定による登録をしたときは、遅滞なく、その旨を申請者に通知しなければならない。

（第一種出荷取扱業の登録の拒否）

第九条 農林水産大臣は、第一種出荷取扱業の登録の申請者が次の各号の一に該当するとき、又は第七条第一項の申請書若しくは同条第二項の事業計画書若しくは添付書類のうちに重要な事項について虚偽の記載があり、若しくは重要な事実の記載が欠けているときは、その登録を拒否しなければならない。

2 | 農林水産大臣は、前項の認可をした業務規程が貸付等業務の適正かつ  
確実な実施上不適当となつたと認めるときは、その業務規程を変更すべ  
きことを命ずることができる。

3 | 業務規程に記載すべき事項及び第一項の認可の基準については、農林  
水産省令で定める。

一 | 第一種出荷取扱業を適確に遂行するに足りる資力信用を有しない者  
二 | 第一種出荷取扱業に通常必要と認められる施設で農林水産省令で定  
めるものを権原に基づいて利用できない者

三 | 申請者と出荷契約を締結しているその申請に係る都道府県の区域内  
の米穀の生産者の数が政令で定める数以上であり、かつ、当該申請者  
と出荷契約を締結している当該区域内の米穀の生産者が農林水産省令  
で定めるところにより当該申請者に売渡し又は売渡しの委託（以下「  
売渡し等」という。）をしようとする当該年産の計画出荷米の数量が  
政令で定める数量以上であると認められない者

四 | 申請に係る都道府県の区域内の第一種登録出荷取扱業者若しくは第  
二種出荷取扱業の登録を受けようとする者又は第二十八条第三項の自  
主流通法人若しくは同項の自主流通法人の指定を受けようとする者と  
、農林水産省令で定めるところにより、第三十条第一項の自主流通計  
画に係る売渡し等についての契約（以下「自主流通契約」という。）  
を締結している者でない者

五 | この法律の規定により罰金以上の刑に処せられ、その執行を終わり  
、又は執行を受けることがなくなつた日から二年を経過しない者

六 | 第十九条（第二十七条第一項において準用する場合を含む。）の規  
定により出荷取扱業の登録を取り消され、その取消しの日から二年を  
経過しない者

七 | 法人であつて、第一種出荷取扱業を行う役員のうち前二号の一に  
該当する者があるもの

八 | 第一種登録出荷取扱業者で第一種出荷取扱業を当該登録の有効期間  
の満了前に廃止しようとするものから当該第一種出荷取扱業を譲り受

(事業計画等)

第十二条 機構は、毎事業年度、農林水産省令で定めるところにより、事業計画及び収支予算を作成し、農林水産大臣の認可を受けなければならない。これを変更しようとするときも、同様とする。

2 機構は、農林水産省令で定めるところにより、毎事業年度終了後、事業報告書、貸借対照表、収支決算書及び財産目録を作成し、農林水産大臣に提出し、その承認を受けなければならない。

(区分経理)

第十三条 機構は、第九条第一号に掲げる業務(これに附帯する業務を含む。)(に係る経理、同条第二号に掲げる業務(これに附帯する業務を含む。)(に係る経理及びその他の業務に係る経理をそれぞれ区分して整理しなければならない。

けて引き続き当該第一種出荷取扱業を行おうとする者である場合において、当該第一種出荷取扱業者から当該第一種出荷取扱業に係る債権債務のすべてを承継する者でない者

2 農林水産大臣は、前項の規定により第一種出荷取扱業の登録を拒否したときは、遅滞なく、その理由を示して、その旨を申請者に通知しなければならない。

(第一種出荷取扱業の登録の有効期間等)

第十条 第一種出荷取扱業の登録は、毎年、農林水産省令で定める期日に行うものとし、その有効期間は、当該期日から起算して三年とする。ただし、第一種登録出荷取扱業者の行う第一種出荷取扱業を譲り受けて当該第一種出荷取扱業を行おうとする者に係る登録の有効期間は、三年を超えない範囲内において農林水産省令で定めるところによる。

2 前項の有効期間の満了後引き続き第一種出荷取扱業を行おうとする者は、更新の登録を受けなければならない。

3 第七条から前条まで及び第一項前段の規定は、前項の更新の登録について準用する。

(第一種出荷取扱業の承継)

第十一条 第一種登録出荷取扱業者について相続、合併又は分割(第一種出荷取扱業の全部を承継させるものに限る。)(があったときは、相続人(相続人が二人以上ある場合において、その全員の協議により第一種出荷取扱業を承継すべき相続人を選定したときは、その者。以下この項において同じ。)(、合併後存続する法人若しくは合併により設立した法人

(農林水産省令への委任)

第十四条 前二条に定めるもののほか、機構が貸付等業務を行う場合における機構の財務及び会計に関し必要な事項は、農林水産省令で定める。

(改善命令)

第十五条 農林水産大臣は、第九条各号に掲げる業務の運営に関し改善が必要であると認めるときは、機構に対し、その改善に必要な措置をとるべきことを命ずることができる。

(指定の取消し)

第十六条 農林水産大臣は、機構が次の各号のいずれかに該当するときは、第八条第一項の規定による指定(以下この条において「指定」という。)を取り消すことができる。

一 第九条各号に掲げる業務を適正かつ確実に実施することができない

又は分割により第一種出荷取扱業の全部を承継した法人は、その第一種登録出荷取扱業者の地位を承継する。ただし、当該相続人、合併後存続する法人若しくは合併により設立した法人又は分割により第一種出荷取扱業の全部を承継した法人が第九条第一項第五号から第七号までのいずれかに該当するときは、この限りではない。

2 前項の規定により第一種登録出荷取扱業者の地位を承継したものは、農林水産省令で定めるところにより、遅滞なく、その旨を農林水産大臣に届け出なければならない。

(第一種出荷取扱業の登録事項の変更の届出)

第十二条 第一種登録出荷取扱業者は、第七条第一項第一号から第三号までに掲げる事項に変更があったときは、遅滞なく、その旨を農林水産大臣に届け出なければならない。

(第一種出荷取扱業の廃止の届出)

第十三条 第一種登録出荷取扱業者は、第一種出荷取扱業を廃止したときは、遅滞なく、その旨を農林水産大臣に届け出なければならない。

(第一種登録出荷取扱業が売渡し等を受ける者の特定)

第十四条 第一種登録出荷取扱業者は、出荷契約を締結しているその登録に係る都道府県の区域内の米穀の生産者以外の者から自主流通米の売渡し等を受けてはならない。

2 第一種登録出荷取扱業者は、出荷契約を締結しているその登録に係る

と認められるとき。

二 指定に関し不正の行為があつたとき。

三 この款の規定又は当該規定に基づく命令若しくは処分違反したとき。

四 第十一条第一項の認可を受けた業務規程によらないで貸付等業務を行ったとき。

2 農林水産大臣は、前項の規定により指定を取り消したときは、その旨を官報で公示しなければならない。

(資金の貸付け)

第十七条 政府は、機構に対し、第九条第一号に掲げる業務に要する資金の一部を無利子で貸し付けることができる。

2 前項の規定による貸付金の償還方法は、政令で定める。

都道府県の区域内の生産調整実施者以外の者から政府米の売渡しの委託を受けてはならない。

(第一種登録出荷取扱業者が売渡し等を行う者の特定)

第十五条 第一種登録出荷取扱業者は、第三十条第一項の認可を受けた自主流通計画に従い、自主流通契約を締結しているその登録に係る都道府県の区域内の第二種登録出荷取扱業者若しくは第二十八条第三項の自主流通法人に自主流通米の売渡し等をし、又は登録卸売業者その他政令で定める者に自主流通米を売り渡さなければならない。

2 第一種登録出荷取扱業者は、売渡しの委託を受けた政府米を政府に売り渡さなければならない。この場合において、当該第一種登録出荷取扱業者は、自主流通契約を締結しているその登録に係る都道府県の区域内の第二種登録出荷取扱業者又は第二十八条第三項の自主流通法人に委託をして当該政府米を売り渡すことができる。

(遵守事項)

第十六条 第一種登録出荷取扱業者は、農林水産省令で定める場合を除き、第五条第一項後段の表示が付された米穀でなければ、計画出荷米とし

て売渡し等をしてはならない。

2 前項に規定するもののほか、計画出荷米の出荷の取扱いに当たり第一種登録出荷取扱業者の遵守すべき事項は、農林水産省令で定める。

(報告等)

第十七条 第一種登録出荷取扱業者は、農林水産省令で定めるところにより、帳簿を備え、その業務に関し農林水産省令で定める事項を記載し、これを保存しなければならない。

2 第一種登録出荷取扱業者は、農林水産省令で定めるところにより、毎事業年度終了後、事業報告書を作成し、農林水産大臣に提出しなければならない。

(改善命令)

第十八条 農林水産大臣は、第一種登録出荷取扱業者の業務の運営に関し改善が必要であると認めるときは、当該第一種登録出荷取扱業者に対し、その改善に必要な措置をとるべきことを命ずることができる。

(第一種出荷取扱業者の登録の取消し等)

第十九条 農林水産大臣は、第一種登録出荷取扱業者が次の各号の一に該当するときは、その登録を取り消し、又は期間を定めてその業務の全部若しくは一部の停止を命ずることができる。

- 一 第九条第一項第五号又は第七号に該当することとなったとき。
- 二 第十二条の規定による届出をせず、又は虚偽の届出をしたとき。
- 三 前条又はこの条の規定による命令に違反したとき。

四 不正の手段により第一種出荷取扱業の登録を受けたとき。

(第一種出荷取扱業の登録の抹消)

第二十条 農林水産大臣は、第十三条の規定による届出があつたとき、又は前条の規定により第一種出荷取扱業の登録を取り消したときは、その登録を抹消しなければならない。

(聴聞の特例)

第二十一条 農林水産大臣は、第十九条の規定による命令をしようとするときは、行政手続法（平成五年法律第八十八号）第十三条第一項の規定による意見陳述のための手続の区分にかかわらず、聴聞を行わなければならない。

2 第十九条の規定による処分に係る聴聞の期日における審理は、公開に行わなければならない。

3 前項の聴聞の主宰者は、行政手続法第十七条第一項の規定により当該処分に係る利害関係人が当該聴聞に関する手続に参加することを求めたときは、これを許可しなければならない。

(第二種出荷取扱業の登録の申請)

第二十二条 第二種出荷取扱業の登録を受けようとする者は、農林水産省令で定めるところにより、次に掲げる事項を記載した申請書を農林水産大臣に提出しなければならない。

- 一 氏名又は名称及び住所並びに法人にあつては、その代表者の氏名
- 二 営業所の所在地

三 法人にあつては、第二種出荷取扱業を行う役員の名

四 第二種出荷取扱業を行う都道府県の区域

2 前項の申請書には、第二種出荷取扱業について農林水産省令で定める事項を記載した事業計画書及び第二十四条第一項第三号から第五号までに該当しないことを誓約する書面その他の農林水産省令で定める書類を添付しなければならない。

(第二種出荷取扱業の登録の実施)

第二十三条 農林水産大臣は、前条の規定による登録の申請があつたときは、次条第一項の規定により登録を拒否する場合を除き、次に掲げる事項を第二種登録出荷取扱業者登録簿に登録しなければならない。

一 前条第一項各号に掲げる事項

二 登録年月日及び登録番号

2 農林水産大臣は、前項の規定による登録をしたときは、遅滞なく、その旨を申請者に通知しなければならない。

(第二種出荷取扱業の登録の拒否)

第二十四条 農林水産大臣は、第二種出荷取扱業の登録の申請者が次の各号の一に該当するとき、又は第二十一条第一項の申請書若しくは同条第二項の事業計画書若しくは添付書類のうちに重要な事項について虚偽の記載があり、若しくは重要な事実の記載が欠けているときは、その登録を拒否しなければならない。

一 第二種出荷取扱業を適確に遂行するに足りる資力信用を有しない者

二 申請に係る都道府県の区域内の第一種登録出荷取扱業者又は第一種



出荷取扱業の登録を受けようとする者及び第二十八条第三項の自主流通法人又は同項の自主流通法人の指定を受けようとする者と自主流通契約を締結している者でない者

三 この法律の規定により罰金以上の刑に処せられ、その執行を終わりに、又は執行を受けることがなくなった日から二年を経過しない者

四 第十九条（第二十七条第一項において準用する場合を含む。）の規定により出荷取扱業の登録を取り消され、その取消しの日から二年を経過しない者

五 法人であつて、第二種出荷取扱業を行う役員のうち前二号の一に該当する者があるもの

六 第二種登録出荷取扱業者で第二種出荷取扱業を当該登録の有効期間の満了前に廃止しようとするものから当該第二種出荷取扱業を譲り受けて引き続き当該第二種出荷取扱業を行おうとする者である場合にあつては、当該第二種登録出荷取扱業者から当該第二種出荷取扱業に係る債権債務のすべてを承継する者でない者

2 | 農林水産大臣は、前項の規定により第二種出荷取扱業の登録を拒否したときは、遅滞なく、その理由を示して、その旨を申請者に通知しなければならぬ。

（第二種登録出荷取扱業者が売渡し等を受ける者の特定）

第二十五条 第二種登録出荷取扱業者は、自主流通契約を締結しているその登録に係る都道府県の区域内の第一種登録出荷取扱業者以外の者から自主流通米の売渡し等を受け、又は政府米の売渡し委託を受けてはならない。

(第二種登録出荷取扱業者が売渡し等を行う者の特定)

第二十六条 第二種登録出荷取扱業者は、第三十条第一項の認可を受けた自主流通計画に従い、自主流通契約を締結している第二十八条第三項の自主流通法人に自主流通米の売渡し等をし、又は登録卸売業者その他政令で定める者に自主流通米を売り渡さなければならぬ。

2| 第二種登録出荷取扱業者は、売渡しの委託を受けた政府米を政府に売り渡さなければならない。この場合において、当該第二種登録出荷取扱業者は、自主流通契約を締結している第二十八条第三項の自主流通法人に委託をして当該政府米を売り渡すことができる。

(準用)

第二十七条 第十条の規定は第二種出荷取扱業について、第十一条から第十三条まで及び第十六条から第二十条までの規定は第二種登録出荷取扱業者について準用する。この場合において、次の表の上欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

第十条第一項	第一種登録出荷取扱業者	第二種登録出荷取扱業者
第十条第三項	第七条から前条まで	第二十一条から第二十四条まで

第十一条第一項、第十二条、第十九条第四号及び第二十条	第一種出荷取扱業	第二種出荷取扱業
第十一条第一項	第九条第一項第五号から第七号まで	第二十四条第一項第三号から第五号まで
第十二条	第七条第一項第一号から第三号まで	第二十二条第一項第一号から第三号まで
第十九条第一号	第九条第一項第五号又は第七号	第二十四条第一項第二号又は第五号

2 | 第二十一条の規定は、前項において準用する第十九条の規定による命令及び処分について準用する。

第三款 自主流通法人

(指定)

第二十八条 農林水産大臣は、次条に規定する業務及び第三十条第一項の自主流通計画の作成に関し次に掲げる基準に適合すると認められる法人を、その申請により、当該業務及び当該自主流通計画の作成を行う者として指定することができる。

一 次条に規定する業務及び第三十条第一項の自主流通計画の作成を適

正かつ確実に実施するに足りる経理的基礎及び技術的能力を有すること。

二 政令で定める区域において政令で定める数量以上の自主流通米の売渡し等を受けることができることと認められること。

三 登録出荷取扱業者又は第一種出荷取扱業者若しくは第二種出荷取扱業者の登録を受けようとする者と自主流通契約を締結していること。

四 自主流通契約の締結及び次条第一項第一号に掲げる業務に関し、不当に差別的な取扱いを行わないと認められること。

2 農林水産大臣は、前項の申請をした者が次の各号の一に該当する場合には、その指定をしてはならない。

一 農業協同組合連合会、協同組合連合会その他の営利を目的としない法人以外の者であること。

二 この法律の規定により罰金以上の刑に処せられ、その執行を終わったり、又は執行を受けることがなくなった日から二年を経過しない者であること。

三 第三十四条第一項の規定により指定を取り消され、その取消の日から二年を経過しない者であること。

四 その役員のうち、第二号に該当する者があること。

3 農林水産大臣は、第一項の規定による指定をしたときは、同項の規定による指定を受けた者（以下「自主流通法人」という。）の名称、住所及び事務所の所在地を官報で公示しなければならない。

4 自主流通法人は、その名称、住所又は事務所を所在地を変更しようとするときは、あらかじめ、その旨を農林水産大臣に届け出なければならない。

5 | 農林水産大臣は、前項の規定による届出があつたときは、その旨を官報で公示しなければならない。

(業務)

第二十九条 自主流通法人は、次条第一項の認可を受けた自主流通計画に従い、次に掲げる業務を行うものとする。

一 自主流通契約を締結している登録出荷取扱業者から自主流通米の売渡し等を受け、当該自主流通米を登録卸売業者その他政令で定める者に売り渡すこと。

二 前号の規定により売渡し等を受けた自主流通米の一部について、備蓄及び調整保管（米穀の生産量の増大による供給の過剰に対応して必要な数量の米穀を在庫として保有することをいう。）を行うこと。

三 前二号に掲げる業務に附帯する業務を行うこと。

2 | 自主流通法人は、前項各号に掲げる業務を行うほか、自主流通契約を締結している登録出荷取扱業者から売渡しの委託を受けた政府米を政府に売り渡すことができる。

(自主流通計画の認可)

第三十条 自主流通法人は、自主流通米の計画的な流通を確保するため、農林水産省令で定めるところにより、当該自主流通法人、自主流通契約を締結している第二種登録出荷取扱業者その他政令で定める者が行う登録卸売業者その他政令で定める者に対する自主流通米の売渡しに関する計画（以下「自主流通計画」という。）を作成し、農林水産大臣の認可を受けなければならない。これを変更しようとするときも、同様とする

2 | 自主流通計画においては、農林水産省令で定めるところにより、次に掲げる事項を定めなければならない。

一 | 用途別及び種類別の自主流通米の買入れ又は売渡しの受託に係る数量に関する事項

二 | 用途別、種類別及び都道府県別の自主流通米の売渡しに係る数量に関する事項

三 | 第四十九条第一号の価格形成施設において売り渡すべき自主流通米の数量に関する事項

四 | 自主流通米の備蓄の数量に関する事項

五 | その他農林水産省令で定める事項

3 | 農林水産大臣は、第一項の認可の申請があつた場合において、その自主流通計画が基本計画に即したものであることその他農林水産省令で定める基準に適合するものであると認めるときは、その認可をするものとする。

4 | 農林水産大臣は、第一項の認可をした自主流通計画が前条第一項各号に掲げる業務の適正かつ確実な実施上不適當となつたと認めるときは、その自主流通計画を変更すべきことを命ずることができる。

( 報告等 )

第三十一条 自主流通法人は、農林水産省令で定めるところにより、自主流通米の売渡しに係る数量その他農林水産省令で定める事項を農林水産大臣に報告するとともに、毎事業年度終了後、事業報告書及び収支決算書を作成し、農林水産大臣に提出しなければならない。

(区分経理)

第三十二条 自主流通法人は、第二十九条第一項に規定する業務に係る経理と同条第二項に規定する業務に係る経理とを区分して整理しなければならない。

(改善命令)

第三十三条 農林水産大臣は、第二十九条に規定する業務の運営に関し改善が必要であると認めるときは、自主流通法人に対し、その改善に必要な措置をとるべきことを命ずることができる。

(指定の取消し等)

第三十四条 農林水産大臣は、自主流通法人が次の各号の一に該当するときは、第二十八条第一項の規定による指定(以下この条において「指定」という。)を取り消し、又は期間を定めて当該自主流通法人の第二十九条に規定する業務の全部若しくは一部の停止を命ずることができる。

- 一 第二十九条に規定する業務又は自主流通計画の作成を適正かつ確実に実施することができないと認められるとき。
- 二 指定に関し不正の行為があったとき。
- 三 この款の規定又は当該規定に基づく命令若しくは処分違反したとき。

四 第三十条第一項の認可を受けた自主流通計画に従わないで第二十九条第一項各号に掲げる業務を行ったとき。

2 農林水産大臣は、前項の規定により、指定を取り消し、又は第二十九

条に規定する業務の全部若しくは一部の停止を命じたときは、その旨を官報で公示しなければならない。

#### 第四款 販売業

##### (販売業の登録)

第三十五条 販売業を行おうとする者は、都道府県知事の登録を受けなければならない。

2 前項の登録は、卸売業及び小売業の区分により行う。

##### (卸売業の登録の申請)

第三十六条 卸売業の登録を受けようとする者は、農林水産省令で定めるところにより、次に掲げる事項を記載した申請書を都道府県知事に提出しなければならない。

- 一 氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名
- 二 営業所の所在地
- 三 法人にあっては、卸売業を行う役員の氏名
- 四 申請に係る都道府県の区域における計画流通米の年間販売見込数量
- 五 卸売業に必要な施設の状況

2 前項の申請書には、卸売業について農林水産省令で定める事項を記載した事業計画書及び第三十八条第一項第四号から第六号までに該当しないことを誓約する書面その他農林水産省令で定める書類を添付しなければならない。

##### (卸売業の登録の実施)



第三十七条 都道府県知事は、前条の規定による登録の申請があつたときは、次条第一項の規定により登録を拒否する場合を除き、次に掲げる事項を登録卸売業者登録簿に登録しなければならない。

- 一 前条第一項第一号から第三号までに掲げる事項
- 二 登録年月日及び登録番号

2 都道府県知事は、前項の規定による登録をしたときは、遅滞なく、その旨を申請者に通知しなければならない。

(卸売業の登録の拒否)

第三十八条 都道府県知事は、卸売業の登録の申請者が次の各号の一に該当するとき、又は第三十六条第一項の申請書若しくは同条第二項の事業計画書若しくは添付書類のうちに重要な事項について虚偽の記載があり、若しくは重要な事実の記載が欠けているときは、その登録を拒否しなければならない。

- 一 卸売業を適確に遂行するに足りる資力信用を有しない者
- 二 卸売業に通常必要と認められる施設で農林水産省令で定めるものを権原に基づいて利用できない者
- 三 申請に係る都道府県の区域における計画流通米の年間販売見込数量が政令で定める数量以上であると認められない者
- 四 この法律の規定により罰金以上の刑に処せられ、その執行を終わりに、又は執行を受けることがなくなった日から二年を経過しない者
- 五 第四十一条第一項又は第四十七条第一項において準用する第十九条の規定により販売業の登録を取り消され、その取消しの日から二年を経過しない者

六 法人であつて、卸売業を行う役員のうち前二号の一に該当する者があるもの

七 登録卸売業者で卸売業を当該登録の有効期間の満了前に廃止しようとするものから当該卸売業を譲り受けて引き続き当該卸売業を行おうとする者である場合にあつては、当該登録卸売業者から当該卸売業に係る債権債務のすべてを承継する者でない者

2 都道府県知事は、前項の規定により卸売業の登録を拒否したときは、遅滞なく、その理由を示して、その旨を申請者に通知しなければならない。

(登録卸売業者の買受先の特定)

第三十九条 登録卸売業者は、自主流通法人、登録出荷取扱業者その他政令で定める者以外の者から自主流通米を買い受けてはならない。

2 登録卸売業者は、政府その他政令で定める者以外の者から政府米を買い受けてはならない。

(登録卸売業者の販売先の特定)

第四十条 登録卸売業者は、登録小売業者その他政令で定める者以外の者に計画流通米を販売してはならない。

(準用)

第四十一条 第十条の規定は卸売業について、第十一から第十三条まで及び第十六条から第二十条までの規定は登録卸売業者について準用する。この場合において、次の表の上欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる

字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

第十二条	第十一条第二項、第十二条、第十三条、第十七条第二項及び第十八条から第二十条まで	農林水産大臣	第十二条	第十二条	第十二条	第十二条
第十一条第一項	第九條第一項第五号から第七号まで		第十條第三項	第七條から前條まで	第一種登録出荷取扱業者	第一種登録出荷取扱業者
第十條第一項、第十三條、第十九條第四号及び第二十条			第十一條第一項、第十二條、第十三條第四号及び第二十条	第一種出荷取扱業	卸売業	登録卸売業者
第十一條第一項	第三十八條第一項第四号から第六号まで	都道府県知事	第十條第三項	第三十六條から第三十八條まで		
第七條第一項第一号から第三号まで	第三十六條第一項第一号から第三号まで					

第十六条第一項	計画出荷米として売渡し等をしてはならない	計画流通米（輸入に係る米穀を除く。）として販売してはならない
第十六条第二項	計画出荷米の出荷の取扱い	計画流通米の販売
第十九条第一号	第九条第一項第五号又は第七号	第三十八条第一項第四号又は第六号

2 第二十一条の規定は、前項において準用する第十九条の規定による命令及び処分について準用する。この場合において、第二十一条第一項中「農林水産大臣」とあるのは、「都道府県知事」と読み替えるものとする。

(小売業の登録の申請)

第四十二条 小売業の登録を受けようとする者は、農林水産省令で定めるところにより、次に掲げる事項を記載した申請書を都道府県知事に提出しなければならない。

- 一 氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名
- 二 販売所の所在地
- 三 法人にあっては、小売業を行う役員の名
- 四 小売業に必要な施設の様況

2 前項の申請書には、小売業について農林水産省令で定める事項を記載した事業計画書及び第四十四条第一項第三号から第五号までに該当しないことを誓約する書面その他の農林水産省令で定める書類を添付しなければならぬ。

(小売業の登録の実施)

第四十三条 都道府県知事は、前条の規定による登録の申請があつたときは、次条第一項の規定により登録を拒否する場合を除き、次に掲げる事項を登録小売業者登録簿に登録しなければならない。

- 一 前条第一項第一号から第三号までに掲げる事項
- 二 登録年月日及び登録番号

2 都道府県知事は、前項の規定による登録をしたときは、遅滞なく、その旨を申請者に通知しなければならない。

(小売業の登録の拒否)

第四十四条 都道府県知事は、小売業の登録の申請者が次の各号の一に該当するとき、又は第四十二条第一項の申請書若しくは同条第二項の事業計画書若しくは添付書類のうちに重要な事項について虚偽の記載があり若しくは重要な事実の記載が欠けているときは、その登録を拒否しなければならない。

- 一 小売業を適確に遂行するに足りる資力信用を有しない者
- 二 小売業に通常必要と認められる施設で農林水産省令で定めるものを権原に基づいて利用できない者
- 三 この法律の規定により罰金以上の刑に処せられ、その執行を終わ

、又は執行を受けることがなくなった日から二年を経過しない者

四 第四十一条第一項又は第四十七条第一項において準用する第十九条の規定により販売業の登録を取り消され、その取消しの日から二年を経過しない者

五 法人であつて、小売業を行う役員のうち前二号の一に該当する者があるもの

六 登録小売業者で小売業を当該登録の有効期間の満了前に廃止しようとするものから当該小売業を譲り受けて引き続き当該小売業を行おうとする者である場合にあつては、当該登録小売業者から当該小売業に係る債権債務のすべてを承継する者でない者

2 都道府県知事は、前項の規定により小売業の登録を拒否したときは、遅滞なく、その理由を示して、その旨を申請者に通知しなければならない。

(小売業の変更登録)

第四十五条 登録小売業は、第四十二条第一項第二号に掲げる事項を変更しようとするときは、変更登録を受けなければならない。

2 前項の変更登録を受けようとする者は、農林水産省令で定めるところにより、変更に係る事項を記載した申請書を都道府県知事に提出しなければならない。

3 第四十二条第二項、第四十三条及び前条の規定は、第一項の変更登録について準用する。この場合において、第四十二条第二項中「事業計画書及び」とあるのは、「事業計画書、」と、第四十三条第一項中「次に掲げる事項」とあるのは、「変更に係る事項」と、前条第一項中「第四十二

条第一項の申請書若しくは同条第二項の事業計画書若しくは添付書類」とあるのは、「変更登録に係る申請書若しくはその添付書類」と読み替えるものとする。

(登録小売業者の買受先の特定)

第四十六条 登録小売業者は、登録卸売業者その他政令で定める者以外の者から計画流通米を買い受けてはならない。

(準用)

第四十七条 第十条の規定は小売業について、第十一条から第十三条まで、第十六条、第十七条第一項及び第十八条から第二十条までの規定は登録小売業者について準用する。この場合において、次の表の上欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

第十条第一項	第一種登録出荷取扱業者	登録小売業者
第十条第三項	第七条から前条まで	第四十二条から第四十四条まで
第十一条第一項、第十三条、第十九条第四号及び第二	第一種出荷取扱業	小売業

第十九条第二号	第十九条第一号	第十六条第二項	第十六条第一項	第十二条	第十一条第二項、第十二条、第十三条及び第十八条から第二十条まで	第十一条第一項	十条
又は虚偽の届出をした	第九条第一項第五号又は第七号	扱 計画出荷米の出荷の取 扱い	計画出荷米として売渡 し等をしてはならない	第七条第一項第一号か ら第三号まで	農林水産大臣	第九条第一項第五号か ら第七号まで	
若しくは虚偽の届出をし	第四十四条第一項第三号 又は第五号	計画流通米の販売	計画流通米（輸入に係る 米穀を除く。）として販 売してはならない	第四十二条第一項第一号 又は第三号	都道府県知事	第四十四条第一項第三号 から第五号まで	



とき

たとき、又は第四十五条  
第一項の変更登録を受け  
なかつたとき

2 第二十一条の規定は、前項において準用する第十九条の規定による命令及び処分について準用する。この場合において、第二十一条第一項中「農林水産大臣」とあるのは、「都道府県知事」と読み替えるものとする。

### 第三款 米穀価格形成センター

(指定)

第十八条 農林水産大臣は、米穀の取引の指標とすべき適正な価格の形成を図り、もつてその円滑な取引に資することを目的として設立された民法第三十四条の法人その他営利を目的としない法人であつて、次条に規定する業務を適正かつ確実に行うことができるものと認められるものを、その申請により、米穀価格形成センター（以下「センター」という。）として指定することができる。

2 4 (略)

(業務)

第十九条 センターは、次に掲げる業務を行うものとする。

一 米穀の取引の指標とすべき価格の形成に必要なその売買取引を行うための施設（以下「価格形成施設」という。）を開設すること。

### 第五款 自主流通米価格形成センター

(指定)

第四十八条 農林水産大臣は、自主流通米の取引の指標とすべき適正な価格の形成を図り、もつてその円滑な取引に資することを目的として設立された民法（明治二十九年法律第八十九号）第三十四条の法人であつて、次条に規定する業務を適正かつ確実に行うことができるものと認められるものを、その申請により、全国を通じて一個に限り、自主流通米価格形成センター（以下「センター」という。）として指定することができる。

2 4 (略)

(業務)

第四十九条 センターは、次に掲げる業務を行うものとする。

一 自主流通米の取引の指標とすべき価格の形成に必要なその売買取引を行うための施設（以下「価格形成施設」という。）を開設すること。

二 (略)

(業務規程の認可)

第二十条 センターは、前条第一号に掲げる業務を行うときは、当該業務の開始前に、当該業務の実施に関する規程（以下この款において「業務規程」という。）を作成し、農林水産大臣の認可を受けなければならない。これを変更しようとするときも、同様とする。

2・3 (略)

(売買取引を行うことができる者)

第二十一条 価格形成施設における米穀の売買取引（以下「売買取引」という。）を行うことができる者は、米穀の買入れ又は売渡しの業務を適確に遂行するに足りる資力信用を有しない者その他の業務規程で定める者以外の者とする。

(売買取引)

二 (略)

(業務規程の認可)

第五十条 センターは、前条第一号に掲げる業務を行うときは、当該業務の開始前に、当該業務の実施に関する規程（以下「業務規程」という。）を作成し、農林水産大臣の認可を受けなければならない。これを変更しようとするときも、同様とする。

2・3 (略)

(売買取引を行うことができる者)

第五十一条 価格形成施設において自主流通米の売渡しを行うことができる者は、自主流通法人、第二種登録出荷取扱業者その他政令で定める者とする。

2 価格形成施設において自主流通米の買受けを行うことができる者は、登録卸売業者その他政令で定める者とする。

(売買取引)

第二十二條 売買取引は、入札の方法その他業務規程で定める方法によらなければならない。

2・3 (略)

第二十三條・第二十四條 (略)

(役員の選任及び解任)

第二十五條 (略)

2 センターの役員が、この款の規定(当該規定に基づく命令及び処分を含む。)若しくは第二十条第一項の認可を受けた業務規程に違反する行為をしたとき、又は第十九条第一号に掲げる業務に関し著しく不適当な行為をしたときは、農林水産大臣は、センターに対し、その役員を解任すべきことを命ずることができる。

(秘密保持義務)

第二十六條 センターの役員若しくは職員又はこれらの職にあつた者は、第十九条第一号に掲げる業務に関して知り得た秘密を漏らしてはならない。

(改善命令)

第二十七條 農林水産大臣は、第十九条各号に掲げる業務の運営に関し改

第五十二條 価格形成施設における自主流通米の売買取引(以下「売買取引」という。)は、入札の方法によらなければならない。

2 価格形成施設においては、商品取引所法(昭和二十五年法律第二百三十九号)第二条第六項各号に掲げる取引及びこれに類似した取引を行うてはならない。

3・4 (略)

第五十三條・第五十四條 (略)

(役員の選任及び解任)

第五十五條 (略)

2 センターの役員が、この款の規定(当該規定に基づく命令及び処分を含む。)若しくは第五十条第一項の認可を受けた業務規程に違反する行為をしたとき、又は第四十九条第一号に掲げる業務に関し著しく不適当な行為をしたときは、農林水産大臣は、センターに対し、その役員を解任すべきことを命ずることができる。

(秘密保持義務)

第五十六條 センターの役員若しくは職員又はこれらの職にあつた者は、第四十九条第一号に掲げる業務に関して知り得た秘密を漏らしてはならない。

(改善命令)

第五十七條 農林水産大臣は、第四十九条各号に掲げる業務の運営に関し

善が必要であると認めるときは、センターに対し、その改善に必要な措置をとるべきことを命ずることができる。

(指定の取消し)

第二十八条 農林水産大臣は、センターが次の各号のいずれかに該当するときは、第十八条第一項の規定による指定(以下この条において「指定」という。)を取り消すことができる。

一 第十九条各号に掲げる業務を適正かつ確実に実施することができないと認められるとき。

二・三 (略)

四 第二十条第一項の認可を受けた業務規程によらないで第十九条第一号に掲げる業務を行ったとき。

2 (略)

### 第三節 政府の買入れ及び売渡し

改善が必要であると認めるときは、センターに対し、その改善に必要な措置をとるべきことを命ずることができる。

(指定の取消し)

第五十八条 農林水産大臣は、センターが次の各号の一に該当するときは、第四十八条第一項の規定による指定(以下この条において「指定」という。)を取り消すことができる。

一 第四十九条各号に掲げる業務を適正かつ確実に実施することができないと認められるとき。

二・三 (略)

四 第五十条第一項の認可を受けた業務規程によらないで第四十九条第一号に掲げる業務を行ったとき。

2 (略)

### 第三節 政府の買入れ及び売渡し

(米穀の政府買入れ)

第五十九条 政府は、米穀の備蓄の円滑な運営を図るため、政令で定めるところにより、生産調整実施者又は生産調整実施者から直接若しくは間接に委託を受けた者の売渡しの申込みに応じて、その生産した米穀を買入れるものとする。

2 前項の規定による政府の買入れの価格(以下この条において「政府買入価格」という。)は、政令で定めるところにより、農林水産大臣が、自主流通米の価格の動向その他の米穀の需要及び供給の動向を反映させるほか、生産条件及び物価その他の経済事情を参酌し、米穀の再生産を

確保することを旨として定めるものとする。

3 | 農林水産大臣は、前項の規定により政府買入価格を定めようとするときは、食料・農業・農村政策審議会の意見を聴かなければならない。

4 | 農林水産大臣は、第二項の規定により政府買入価格を定めたときは、遅滞なく、これを告示するものとする。

5 | 農林水産大臣は、物価その他の経済事情に著しい変動が生じ、又は生ずるおそれがある場合において、特に必要があると認めるときは、政府買入価格を改定することができる。

6 | 第三項及び第四項の規定は、前項の規定による政府買入価格の改定について準用する。

(米穀の政府買入れ及び政府売渡し)

第二十九条 政府は、米穀の備蓄の円滑な運営を図るため、農林水産省令で定める手続に従い、基本指針に即して、国内産米穀の買入れを行い、及び第四十七条第二項に規定する届出事業者その他農林水産省令で定める者(以下「買受資格者」という。)に対し当該米穀の売渡しを行うものとする。

(米穀等の輸入を目的とする買入れ及び当該米穀の売渡し)

第三十条 政府は、米穀等(米穀及び米穀を加工し、又は調整したものであつて政令で定めるものをいう。以下この章において同じ。)の輸入を目的とする買入れを行い、及び買受資格者に対し当該米穀の売渡しを行うことができる。

2 (略)

(米穀等の輸入を目的とする買入れ)

第六十条 政府は、米穀等(米穀及び米穀を加工し、又は調整したものであつて政令で定めるものをいう。以下この章において同じ。)の輸入を目的とする買入れを行うことができる。

2 (略)

3 | 第一項の輸入を目的とする買入れに係る米穀を同項の規定により売り渡す場合の価格は、国際約束に従って農林水産大臣が定めて告示する額を、当該米穀の買入れの価格に加えて得た額を超えてはならない。

(米穀の政府売渡し)

第六十一条 政府は、政府米を、登録卸売業者その他政令で定める者に対し随意契約により売り渡すものとする。ただし、農林水産大臣が随意契約によることを不相当と認める場合には、入札の方法による一般競争契約又は指名競争契約のうち農林水産大臣が選択する競争契約により売り渡すものとする。

2 | 前項の規定により売渡しを行う場合における予定価格は、政令で定めるところにより、標準売渡価格を基準として定める。

3 | 前項の標準売渡価格は、政令で定めるところにより、農林水産大臣が米穀の需要及び供給の動向、家計費並びに物価その他の経済事情を参酌し、消費者の家計を安定させることを旨として定める。

4 | 農林水産大臣は、前項の規定により標準売渡価格を定めようとするときは、食料・農業・農村政策審議会の意見を聴かなければならない。

5 | 農林水産大臣は、第三項の規定により標準売渡価格を定めたときは、遅滞なく、農林水産省令で定める米穀についてこれを告示するものとする。

6 | 農林水産大臣は、物価その他の経済事情に著しい変動が生じ、又は生ずるおそれがある場合において、特に必要があると認めるときは、標準売渡価格を改定することができる。

7 | 第四項及び第五項の規定は、前項の規定による標準売渡価格の改定に

(輸入に係る米穀等の特別な方式による買入れ及び売渡し)

第三十一条 政府は、米穀等の輸入を行おうとする者及び当該輸入に係る米穀等の買受けを行おうとする買受資格者の連名による申込みに応じて当該輸入に係る米穀等を買入れることができる。

2 (略)

3 第一項の規定により買入れた米穀等を前項の規定により売り渡す場合の価格は、国際約束に従って農林水産大臣が定めて告示する額を、当該米穀等の買入れの価格に加えて得た額を超えてはならない。

(米穀等の輸出を目的とする売渡し)

第三十二条 (略)

2 第三十条第二項の規定は、前項の米穀等の売渡しについて準用する。

ついて準用する。

8 前条第一項の輸入を目的とする買入れに係る米穀を第一項の規定により売り渡す場合の価格は、国際約束に従って農林水産大臣が定めて告示する額を、当該米穀の買入れの価格に加えて得た額を超えてはならない。

(輸入に係る米穀等の特別な方式による買入れ及び売渡し)

第六十二条 政府は、米穀等の輸入を行おうとする者及び当該輸入に係る米穀等の買受けを行おうとする登録卸売業者その他政令で定める者(次項において「買受資格者」という。)の連名による申込みに応じて、当該輸入に係る米穀等を買入れることができる。

2 (略)

3 前項の規定による売渡しには、前条第一項から第七項まで(第一項本文を除く。)の規定は適用せず、同条第一項本文中「政府米を、登録卸売業者その他政令で定める者」とあるのは、「次条第一項の規定により買入れた米穀等を、同項の申込みを行った買受資格者」とする。

4 第一項の規定により買入れた米穀等を第二項の規定により売り渡す場合の価格は、国際約束に従って農林水産大臣が定めて告示する額を、当該米穀等の買入れの価格に加えて得た額を超えてはならない。

(米穀等の輸出を目的とする売渡し)

第六十三条 (略)

2 第六十条第二項の規定は、前項の米穀等の売渡しについて準用する。

(政府売渡しの附帯条件等)

第三十二条 農林水産大臣は、第二十九条から前条までの規定により米穀を売り渡す場合には、売渡しに係る米穀の譲渡又は使用に関し、その時期、相手方等の制限その他必要な条件を付することができる。

2 (略)

#### 第四節 政府以外の者の行う輸入及び輸出

(米穀等の輸入)

第三十四条 米穀等の輸入(関税法(昭和二十九年法律第六十一号)第二条に定める輸入をいう。以下この項及び第四十五条第一項において同じ。)を行おうとする者は、国際約束に従つて農林水産大臣が定めて告示する額に、当該輸入に係る米穀等の数量を乗じて得た額を、政府に納付しなければならぬ。ただし、次に掲げる場合は、この限りでない。

- 一 第三十条第二項の規定による政府の委託を受けて輸入する場合
- 二 第三十一条の規定による連名による申込みに応じて行う政府の買入れ及び売渡しに係る米穀等を輸入する場合

三 (略)

2・3 (略)

第三十五条 (略)

(米穀の輸出数量の届出)

第三十六条 米穀の輸出を行おうとする者は、次に掲げる場合を除き、農林水産省令で定めるところにより、あらかじめ、当該輸出に係る数量を

(政府売渡しの附帯条件等)

第六十四条 農林水産大臣は、前三条の規定により米穀を売り渡す場合には、売渡しに係る米穀の譲渡又は使用に関し、その時期、相手方等の制限その他必要な条件を付することができる。

2 (略)

#### 第四節 政府以外の者の行う輸入及び輸出

(米穀等の輸入)

第六十五条 米穀等の輸入(関税法(昭和二十九年法律第六十一号)第二条に定める輸入をいう。以下この項及び第七十条第一項において同じ。)を行おうとする者は、国際約束に従つて農林水産大臣が定めて告示する額に、当該輸入に係る米穀等の数量を乗じて得た額を、政府に納付しなければならぬ。ただし、次に掲げる場合は、この限りでない。

- 一 第六十条第二項の規定による政府の委託を受けて輸入する場合
- 二 第六十二条の規定による連名による申込みに応じて行う政府の買入れ及び売渡しに係る米穀等を輸入する場合

三 (略)

2・3 (略)

第六十五条の二 (略)

(米穀の輸出数量の届出)

第六十五条の三 米穀の輸出を行おうとする者は、次に掲げる場合を除き、農林水産省令で定めるところにより、あらかじめ、当該輸出に係る数



農林水産大臣に届け出なければならない。

一 第三十二条第二項において準用する第三十条第二項の規定による政府の委託を受けて輸出する場合

二 (略)

#### 第五節 緊急時の措置

(緊急時における対応)

第三十七条 政府は、米穀の供給が大幅に不足し、又は不足するおそれがあるため、米穀の適正かつ円滑な供給が相当の期間極めて困難となることにより、国民生活の安定及び国民経済の円滑な運営に著しい支障を生じ、又は生ずるおそれがある場合において、その事態に対処するため次条から第四十条までに規定する措置を講ずる必要があると認めるときは、閣議の決定を経て、その旨を告示するものとする。

2 農林水産大臣は、前項の規定による告示のあったときは、政令で定めるところにより、基本指針を変更し、地域別及び期間別の米穀の供給目標数量を追加して定めなければならない。第四条第一項の規定により基本指針を定める場合においても、同様とする。

3 政府は、第一項に規定する事態が消滅したと認めるときは、直ちに、閣議の決定を経て、その旨を告示するものとする。

(米穀の出荷又は販売の事業を行う者に対する命令)

第三十八条 農林水産大臣は、前条第一項に規定する事態に対処するため、基本指針に即して、米穀の出荷又は販売の事業を行う者に対し、その保有する米穀の譲渡、移動又は保管に関し、地域又は時期の指定、数量

量を農林水産大臣に届け出なければならない。

一 第六十二条第二項において準用する第六十条第二項の規定による政府の委託を受けて輸出する場合

二 (略)

又は価格の制限に服すべきことを命ずることができる。

(米穀の生産者に対する命令)

第三十九条 農林水産大臣は、前条に規定する措置を講じてもなお米穀の適正かつ円滑な供給を確保することが困難であると認められるときは、米穀の生産者に対し、売渡しをすべき期限及び数量を定めて、その生産した米穀を、政府に売り渡すべきことを命ずることができる。

2 前項の場合における政府の買入れの価格は、時価によるものとする。

(米穀の割当て又は配給等)

第四十条 前二条に規定する措置をもつてしては、第三十七条第一項に規定する事態を克服することが著しく困難であると認められる場合においては、政令で、米穀の割当て若しくは配給又は米穀の使用、譲渡若しくは譲受の制限若しくは禁止に関し必要な事項を定めることができる。

2 前項の政令で定める事項は、その事態を克服するため必要な限度を超えるものであってはならない。

第三章 麦その他主要食糧の需給及び価格の安定を図るための措置  
(麦の政府買入れ)

第四十一条 (略)

2 前項の規定による政府の買入れの価格(以下この条において「政府買入価格」という。)は、政令で定めるところにより、農林水産大臣が、麦の生産費その他の生産条件、麦の需要及び供給の動向並びに物価その他の経済事情を参酌し、麦の再生産を確保することを旨として定める。

第三章 麦その他主要食糧の需給及び価格の安定を図るための措置  
(麦の政府買入れ)

第六十六条 (略)

2 前項の規定による政府の買入れの価格(次項において「政府買入価格」という。)は、政令で定めるところにより、農林水産大臣が、麦の生産費その他の生産条件、麦の需要及び供給の動向並びに物価その他の経済事情を参酌し、麦の再生産を確保することを旨として定める。この場

この場合においては、国内における麦作の生産性の向上及び国内産麦の品質の改善に資するよう配慮するものとする。

3 | 農林水産大臣は、前項の規定により政府買入価格を定めようとするときは、食料・農業・農村政策審議会の意見を聴かなければならない。

4 | 農林水産大臣は、第二項の規定により政府買入価格を定めるときは、遅滞なく、これを告示するものとする。

5 | 農林水産大臣は、物価その他の経済事情に著しい変動が生じ、又は生ずるおそれがある場合において、特に必要があると認めるときは、政府買入価格を改定することができる。

6 | 第三項及び第四項の規定は、前項の規定による政府買入価格の改定について準用する。

(麦等の輸入を目的とする買入れ)

第四十二条 政府は、麦等(麦その他政令で定めるもの及びこれらを加工し、又は調製したものであって政令で定めるものをいう。次項、第四十条及び第四十五条において同じ。)の輸入を目的とする買入れを行うことができる。

2 | 第三十条第二項の規定は、前項の麦等の買入れについて準用する。

(麦の政府売渡し)

第四十三条 (略)

2 | 前項の規定により売渡しを行う場合における予定価格は、政令で定めるところにより、標準売渡価格を基準として定める。

合においては、国内における麦作の生産性の向上及び国内産麦の品質の改善に資するよう配慮するものとする。

3 | 第五十九条第三項から第六項までの規定は、麦の政府買入価格について準用する。

(麦等の輸入を目的とする買入れ)

第六十七条 政府は、麦等(麦その他政令で定めるもの及びこれらを加工し、又は調製したものであって政令で定めるものをいう。次項、第六十条及び第七十条において同じ。)の輸入を目的とする買入れを行うことができる。

2 | 第六十条第二項の規定は、前項の麦等の買入れについて準用する。

(麦の政府売渡し)

第六十八条 (略)

2 | 第六十一条第二項から第八項までの規定は、前項の規定による麦の売渡しについて準用する。この場合において、同条第三項中「米穀の需要及び供給の動向、家計費並びに物価その他の経済事情」とあるのは、「

3 | 前項の標準売渡価格は、政令で定めるところにより、農林水産大臣が、家計費及び米価その他の経済事情を参酌し、消費者の家計を安定させることを旨として定める。

4 | 農林水産大臣は、前項の規定により標準売渡価格を定めようとするときは、食料・農業・農村政策審議会の意見を聴かなければならない。

5 | 農林水産大臣は、第三項の規定により標準売渡価格を定めたときは、遅滞なく、農林水産省令で定める麦についてこれを告示するものとする。

6 | 農林水産大臣は、物価その他の経済事情に著しい変動が生じ、又は生ずるおそれがある場合において、特に必要があると認めるときは、標準売渡価格を改定することができる。

7 | 第四項及び第五項の規定は、前項の規定による標準売渡価格の改定について準用する。

8 | 前条第一項の輸入を目的とする買入に係る麦を第一項の規定により売り渡す場合の価格は、国際約束に従って農林水産大臣が定めて告示する額を、当該麦の買入れの価格に加えて得た額を超えてはならない。

(準用)

第四十四条 第三十二条の規定は麦等の売渡しについて、第三十三条の規定は麦の売渡しについて準用する。この場合において、同条第一項中「第二十九条から前条まで」とあるのは、「前条及び第四十三条」と読み替えるものとする。

家計費及び米価その他の経済事情」と読み替えるものとする。

(準用)

第六十九条 第六十三条の規定は麦等の売渡しについて、第六十四条の規定は麦の売渡しについて準用する。この場合において、同条第一項中「前三条」とあるのは、「前条及び第六十八条」と読み替えるものとする。

(麦等の輸入)

第四十五条 麦等の輸入を行おうとする者は、国際約束に従つて農林水産大臣が定めて告示する額に、当該輸入に係る麦等の数量を乗じて得た額を、政府に納付しなければならない。ただし、第四十二条第二項において準用する第三十条第二項の規定による政府の委託を受けて輸入する場合並びに国内の需給及び価格の安定に悪影響を及ぼすおそれのないものとして政令で定める麦等を輸入する場合は、この限りでない。

2 第三十四条第二項及び第三項の規定は、前項の納付金について準用する。

(米穀及び麦以外の主要食糧の買入れ及び売渡し)

第四十六条 政府は、第三十条、第三十一条及び第四十二条の規定によるほか、米穀及び麦以外の主要食糧の買入れを行うことができる。

2 政府は、第三十一条の規定によるほか、その保有する米穀及び麦以外の主要食糧の売渡しを行うことができる。

3 第三十条第一項又は第四十二条第一項の規定により買入れた米穀及び麦以外の主要食糧について前項の売渡しを行う場合の価格は、国際約束に従つて農林水産大臣が定めて告示する額を、当該米穀及び麦以外の主要食糧の買入れの価格に加えて得た額を超えてはならない。

第四章 雑則

(米穀の出荷又は販売の事業の届出)

第四十七条 米穀の出荷又は販売の事業(その事業の規模が農林水産省令で定める規模未満であるものを除く。第五十八条において同じ。)を行

(麦等の輸入)

第七十条 麦等の輸入を行おうとする者は、国際約束に従つて農林水産大臣が定めて告示する額に、当該輸入に係る麦等の数量を乗じて得た額を、政府に納付しなければならない。ただし、第六十七条第二項において準用する第六十条第二項の規定による政府の委託を受けて輸入する場合並びに国内の需給及び価格の安定に悪影響を及ぼすおそれのないものとして政令で定める麦等を輸入する場合は、この限りでない。

2 第六十五条第二項及び第三項の規定は、前項の納付金について準用する。

(米穀及び麦以外の主要食糧の買入れ及び売渡し)

第七十一条 政府は、第六十条、第六十二条及び第六十七条の規定によるほか、米穀及び麦以外の主要食糧の買入れを行うことができる。

2 政府は、第六十二条の規定によるほか、その保有する米穀及び麦以外の主要食糧の売渡しを行うことができる。

3 第六十条第一項又は第六十七条第一項の規定により買入れた米穀及び麦以外の主要食糧について前項の売渡しを行う場合の価格は、国際約束に従つて農林水産大臣が定めて告示する額を、当該米穀及び麦以外の主要食糧の買入れの価格に加えて得た額を超えてはならない。

第四章 雑則

おつとする者は、農林水産省令で定めるところにより、あらかじめ、次に掲げる事項を農林水産大臣に届け出なければならない。

- 一 商号、名称又は氏名及び住所
- 二 法人である場合においては、その代表者の氏名
- 三 主たる事務所の所在地
- 四 その他農林水産省令で定める事項

2 前項の規定による届出をした者（以下「届出事業者」という。）は、同項各号に掲げる事項に変更があつたときは、遅滞なく、その旨を農林水産大臣に届け出なければならない。

3 届出事業者は、当該届出に係る事業を廃止したときは、遅滞なく、その旨を農林水産大臣に届け出なければならない。

（帳簿の備付け）

第四十八条 届出事業者は、農林水産省令で定めるところにより、帳簿を備え、その業務に関し農林水産省令で定める事項を記載し、これを保存しなければならない。

第四十九条～第五十一条 （略）

（報告及び立入検査）

第五十二条 農林水産大臣は、この法律の施行に必要な限度において、機構若しくはセンターその他業として主要食糧の出荷、販売、輸入、加工若しくは製造を行う者に対し、その業務若しくは資産の状況に関し報告をさせ、又はその職員に、これらの者の事務所、営業所、販売所、事業

第七十二条～第七十四条 （略）

（報告及び立入検査）

第七十五条 農林水産大臣は、この法律の施行に必要な限度において、自流通法人、登録出荷取扱業者、登録卸売業者、登録小売業者若しくはセンターその他業として主要食糧の販売、輸入、加工若しくは製造を行う者に対し、その業務若しくは資産の状況に関し報告をさせ、又はその

所、倉庫若しくは工場に立ち入り、業務の状況若しくは帳簿、書類その他の物件を検査させ、若しくは関係者に質問させることができる。

- 2| 前項の規定により立入検査をする職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係者に提示しなければならない。
- 3| 第一項の規定による立入検査の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解釈してはならない。

(権限の委任)

第五十三条

- 2| (略)
- (略)

職員に、これらの者の事務所、営業所、販売所、事業所、倉庫若しくは工場に立ち入り、業務の状況若しくは帳簿、書類その他の物件を検査させ、若しくは関係者に質問させることができる。

- 2| 都道府県知事は、この法律の施行に必要な限度において、登録卸売業者若しくは登録小売業者その他業として主要食糧の販売、加工若しくは製造を行う者に対し、その業務若しくは資産の状況に関し報告をさせ、又はその職員に、これらの者の事務所、営業所、販売所、事業所、倉庫若しくは工場に立ち入り、業務の状況若しくは帳簿、書類その他の物件を検査させ、若しくは関係者に質問させることができる。
- 3| 前二項の規定により立入検査をする職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係者に提示しなければならない。
- 4| 第一項及び第二項の規定による立入検査の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解釈してはならない。

(地方公共団体が処理する事務等)

第七十六条 この法律に規定する農林水産大臣の権限に属する事務の一部は、政令で定めるところにより、地方公共団体の長が行つこととすることができる。

- 2| (略)
- 3| (略)

(異議申立て)

第七十七条 第五条第一項の規定による計画出荷基準数量の決定に関する処分については、政令で定めるところにより、行政不服審査法（昭和三

十七年法律第百六十号)第四十五条の期間についての特例を設けることができる。

2 前条第一項の規定により地方公共団体の長がする処分については、政令で定めるところにより、行政不服審査法に基づき異議申立てをすることができない。

(不服申立てと訴訟との関係)

第七十八条 第五条第一項の規定による計画出荷基準数量の決定に関する処分の取消しの訴えは、当該処分についての審査請求又は異議申立てに対する裁決又は決定を経た後でなければ、提起することができない。

第七十九条 (略)

(緊急時における対応)

第八十条 政府は、米穀の供給が大幅に不足し、又は不足するおそれがあるため、基本計画に即した米穀の適正かつ円滑な供給が相当の期間極めて困難となることにより、国民生活の安定及び国民経済の円滑な運営に著しい支障を生じ、又は生ずるおそれがある場合において、その事態に対処するため次条から第八十三条までに規定する措置を講ずる必要があると認めるときは、閣議の決定を経て、その旨を告示するものとする。

2 政府は、前項に規定する事態が消滅したと認めるときは、直ちに、閣議の決定を経て、その旨を告示するものとする。

(自主流通法人等に対する命令)

第五十四条 (略)



第八十一条 農林水産大臣は、前条第一項に規定する事態に対処するため、自主流通法人、登録出荷取扱業者、登録卸売業者又は登録小売業者に對し、その保有する米穀の譲渡、移動又は保管に關し、地域又は時期の指定、数量又は價格の制限に服すべきことを命ずることができる。

2 前項の規定による命令に基づいて行われた米穀の譲渡、移動又は保管については、その範囲内において、自主流通計画の変更の認可を受けたものとみなす。

(米穀の生産者に対する指示等)

第八十二条 農林水産大臣は、前条に規定する措置を講じてもなお米穀の適正かつ円滑な供給を確保することが困難であると認められるときは、米穀の生産者に対し、売渡しをすべき期限及び数量を定めて、その生産した米穀であつて当該米穀の生産者に係る計画出荷基準数量の範囲内のものを、農林水産大臣が指定する第一種登録出荷取扱業者に売り渡すべきことを指示することができる。

2 農林水産大臣は、前項の規定による指示を受けた米穀の生産者が、正当な理由なく、その指示に従わなかつたときは、当該米穀の生産者に対し、売渡しをすべき期限及び数量を定めて、その生産した米穀であつて当該米穀の生産者に係る計画出荷基準数量の範囲内のものを、政府に売り渡すべきことを命ずることができる。

3 前項の場合における政府の買入れの價格は、第五十九条第二項の政府買入價格に準拠して農林水産大臣が定める。

4 第一項の規定による指示又は第二項の規定による命令に基づいて行われた米穀の売渡しについては、前条第二項の規定を準用する。

5 第一項の規定による指示又は第二項の規定による命令に基づいて行われた売渡しに係る米穀については、第五条第四項及び第十四条の規定は適用しない。この場合において、当該売渡しに係る米穀についてすでに締結されている出荷契約は、当事者の責めに帰すべからざる事由により解除されたものとみなす。

6 第二項の規定により生産調整実施者以外の米穀の生産者から政府が買入れた米穀の売渡しについては、第六十一条第一項から第七項までの規定を準用する。

(米穀の割当て又は配給等)

第八十三条 前二条に規定する措置をもつてしては、第八十条第一項に規定する事態を克服することが著しく困難であると認められる場合においては、政令で、米穀の割当て若しくは配給又は米穀の使用、譲渡若しくは譲受の制限若しくは禁止に関し必要な事項を定めることができる。

2 前項の政令で定める事項は、その事態を克服するため必要な限度を超えるものであってはならない。

#### 第五章 罰則

第八十四条 第八十二条第二項の規定による命令に違反した者は、三年以下の懲役又は三百万円以下の罰金に処する。

#### 第五章 罰則

第五十五条 第三十九条第一項の規定による命令に違反した者は、三年以下の懲役又は三百万円以下の罰金に処する。

第五十六条 第三十八条の規定による命令に違反した者は、一年以下の懲役又は百万円以下の罰金に処する。

第五十七条 第二十六条の規定に違反した者は、一年以下の懲役又は三十万円以下の罰金に処する。

第五十八条 第四十七条第一項の規定による届出をせず、又は虚偽の届出をして米穀の出荷又は販売の事業を行った者は、五十万円以下の罰金に処する。

第五十九条 第五十二条第一項の規定による報告をせず、若しくは虚偽の報告をし、又は同項の規定による検査を拒み、妨げ、若しくは忌避した者は、三十万円以下の罰金に処する。

第八十五条 次の各号の一に該当する者は、一年以下の懲役又は百万円以下の罰金に処する。

一 自主流通法人が第三十四条第一項の規定による業務の停止の命令に違反した場合におけるその違反行為をした自主流通法人の役員又は職員

二 第八十一条第一項の規定による命令に違反した者

第八十六条 第五十六条の規定に違反した者は、一年以下の懲役又は三十万円以下の罰金に処する。

第八十七条 次の各号の一に該当する者は、五十万円以下の罰金に処する。

一 農林水産大臣の出荷取扱業の登録を受けないで出荷取扱業を行った者

二 第十九条（第二十七条第一項、第四十一条第一項又は第四十七条第一項において準用する場合を含む。）の規定による命令に違反した者

三 都道府県知事の販売業の登録を受けずに販売業を行った者

第八十八条 第十八条（第二十七条第一項、第四十一条第一項又は第四十七條第一項において準用する場合を含む。）の規定による命令に違反した者は、三十万円以下の罰金に処する。

第八十九条 第七十五条第一項若しくは第二項の規定による報告をせず、若しくは虚偽の報告をし、又はこれらの規定による検査を拒み、妨げ、若しくは忌避した者は、二十万円以下の罰金に処する。

第九十条 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務に関し、第八十四条から前条までの違反行為をしたときは、行為者を罰するほか、その法人又は人に対しても、各本条の罰金刑を科する。

第九十一条 第八十三条第一項の規定に基づく政令には、その政令若しくはこれに基づく命令の規定又はこれらに基づく処分を違反した者を五年以下の懲役若しくは五百万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する旨の規定及び法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務に関し、当該違反行為をしたときは、行為者を罰するほか、その法人又は人に対しても各本条の罰金刑を科する旨の規定を設けることができる。

第六十条 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務に関し、第五十五条から前条までの違反行為をしたときは、行為者を罰するほか、その法人又は人に対しても、各本条の罰金刑を科する。

第六十一条 第四十条第一項の規定に基づく政令には、その政令若しくはこれに基づく命令の規定又はこれらに基づく処分を違反した者を五年以下の懲役若しくは五百万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する旨の規定及び法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務に関し、当該違反行為をしたときは、行為者を罰するほか、その法人又は人に対しても各本条の罰金刑を科する旨の規定を設けることができる。

第六十二条 次の各号のいずれかに該当する者は、十万円以下の過料に処

する。

- 一 第三十五条、第三十六条又は第四十七条第二項若しくは第三項の規定による届出をせず、又は虚偽の届出をした者
- 二 第四十八条の規定に違反して、帳簿を備えず、帳簿に記載せず、若しくは虚偽の記載をし、又は帳簿を保存しなかつた者

第九十二条 次の各号の一に該当する者は、十万円以下の過料に処する。

- 一 第五条第一項前段の規定に違反した者
- 二 第五条第五項、第十一条第二項(第二十七条第一項、第四十一条第一項又は第四十七条第一項において準用する場合を含む。)、第十二条(第二十七条第一項、第四十一条第一項又は第四十七条第一項において準用する場合を含む。)、第十三条(第二十七条第一項、第四十一条第一項又は第四十七条第一項において準用する場合を含む。)、第六十五条の二又は第六十五条の三の規定による届出をせず、又は虚偽の届出をした者
- 三 第十六条第一項(第二十七条第一項、第四十一条第一項又は第四十七条第一項において準用する場合を含む。)(の規定に違反した者

改正案	現行
<p>第六条 食糧管理勘定ニ於テハ夫々国内産米穀（其ノ製品ヲ含ム）、国内産麦及此等以外ノ国内産主要食糧並輸入ニ係ル主要食糧ノ売渡代金、米穀等及麦等（飼料用ヲ除ク）ノ輸入ニ係ル納付金、主要食糧ノ需給及び價格の安定に関する法律（平成六年法律第百十三号）第十七条第二項ノ規定ニ依ル償還金、調整勘定ヨリノ受入金其ノ他附属雑収入ヲ以テ其ノ歳入トシ此等ノ買入代金並買入、売渡、交換、貸付、交付、加工、製造、貯蔵及運搬ニ関スル諸費、同条第一項ノ規定ニ依ル米穀安定供給確保支援機構ニ対スル貸付金、業務勘定及調整勘定ヘノ繰入金其ノ他附属諸費ヲ以テ其ノ歳出トス</p> <p>・（略）</p>	<p>第六条 食糧管理勘定ニ於テハ夫々国内産米穀（其ノ製品ヲ含ム）、国内産麦及此等以外ノ国内産主要食糧並輸入ニ係ル主要食糧ノ売渡代金、米穀等及麦等（飼料用ヲ除ク）ノ輸入ニ係ル納付金、調整勘定ヨリノ受入金其ノ他附属雑収入ヲ以テ其ノ歳入トシ此等ノ買入代金並買入、売渡、交換、貸付、交付、加工、製造、貯蔵及運搬ニ関スル諸費、業務勘定及調整勘定ヘノ繰入金其ノ他附属諸費ヲ以テ其ノ歳出トス</p> <p>・（略）</p>

改正案	現行
<p>（米穀の生産者に係る品位等検査）</p> <p>第二条 米穀の生産者は、その生産した米穀について品位等検査を受けることができる。</p> <p>（米穀の輸入者に係る品位等検査）</p> <p>第四条 米穀の輸入を業として行う者（以下「輸入業者」という。）は、その輸入した米穀について品位等検査を受けることができる。</p> <p>（麦の生産者に係る品位等検査）</p> <p>第六条 麦の生産者は、その生産した麦について、主要食糧の需給及び価格の安定に関する法律（平成六年法律第百十三号）第四十一条第一項の</p>	<p>（米穀の生産者に係る品位等検査）</p> <p>第三条 米穀の生産者は、その生産した米穀を、主要食糧の需給及び価格の安定に関する法律（平成六年法律第百十三号）第五条第一項の計画出荷米として売り渡し、又はその売渡しを委託しようとするときは、その売渡し又は売渡しの委託前に、もみ、玄米又は精米の区分（以下「米穀の区分」という。）に応じ、品位等検査を受けなければならない。</p> <p>2 米穀の生産者は、その生産した米穀で前項の品位等検査に係る米穀以外のものについて品位等検査を受けることができる。</p> <p>（米穀の輸入者に係る品位等検査）</p> <p>第四条 米穀を輸入した者は、その輸入した米穀を政府に売り渡そうとするときは、その売渡し前に、米穀の区分に応じ、品位等検査を受けなければならない。</p> <p>2 米穀の輸入を業として行う者（以下「輸入業者」という。）は、その輸入した米穀で前項の品位等検査に係る米穀以外のものについて品位等検査を受けることができる。</p> <p>（麦の生産者に係る品位等検査）</p> <p>第六条 麦の生産者は、その生産した麦について、主要食糧の需給及び価格の安定に関する法律第六十六条第一項の売渡し又は売渡しの委託を行</p>

売渡し又は売渡しの委託を行うおとるときは、その売渡し又は売渡しの委託前に品位等検査を受けなければならない。

2 麦の生産者は、その生産した麦で前項の品位等検査に係る麦以外のものについて品位等検査を受けることができる。

(準用)

第八条 第五条第一項の規定は、麦について準用する。

(生産者に係る品位等検査を行う者の特定等)

第十四条 第三条、第六条及び第九条の品位等検査であつて、農産物の生産者からの請求により行うものについては、当該生産者の住所地又は検査を受けようとする農産物の生産地を農産物検査を行う区域に含む登録検査機関以外の登録検査機関は行うことができない。

2 (略)

(検査の失効)

第十五条

一・二 (略)

三 もみ、玄米又は精米の区分に変更が生じた場合

四 (略)

2 第六条第一項又は第三十四条第一項の品位等検査を受けた麦であつて、前項第一号又は第二号に掲げる場合に該当するため農産物検査を受けていないものとみなされたものを売り渡し、又はその売渡しを委託しよ

おとするときは、その売渡し又は売渡しの委託前に品位等検査を受けなければならない。

(準用)

第八条 第三条第二項及び第五条第一項の規定は、麦について準用する。

この場合において、第三条第二項中「前項」とあるのは、「第六条」と読み替えるものとする。

(生産者に係る品位等検査を行う者の特定等)

第十四条 第三条第一項及び第二項(第八条において準用する場合を含む。)、第六条並びに第九条の品位等検査であつて、農産物の生産者からの請求により行うものについては、当該生産者の住所地又は検査を受けようとする農産物の生産地を農産物検査を行う区域に含む登録検査機関以外の登録検査機関は行うことができない。

2 (略)

(検査の失効)

第十五条

一・二 (略)

三 米穀の区分に変更が生じた場合

四 (略)

2 第三条第一項、第四条第一項、第六条又は第三十四条第一項の品位等検査を受けた米穀(精米を除く。以下この項において同じ。)又は麦であつて、前項第一号から第三号までに掲げる場合に該当するため農産物



うとする売買取引業者等は、その売渡し又は売渡しの委託前に品位等検査を受けなければならない。

(登録検査機関の登録)

第十七条 (略)

4

一～四 (略)

五 登録検査機関が農産物検査を行う区域

六・七 (略)

5～9 (略)

(政府が輸入する麦等に係る農産物検査)

第三十四条 政府は、次に掲げる麦について品位等検査を受けるものとする。

一 政府の輸入を目的とする買入れに係る麦で品位等検査を受けていないもの

二 政府の所有に係る麦であつて、第十五条第一項第一号又は第二号に掲げる場合に該当するため品位等検査を受けていないものとみなされたもの

2 第十四条第二項の規定は、前項第二号に掲げる麦についての同項の品位等検査について準用する。

3・4 (略)

(罰則)

検査を受けていないものとみなされたものを売り渡し、又はその売渡しを委託しようとする売買取引業者等は、その売渡し又は売渡しの委託前に品位等検査を受けなければならない。この場合において、米穀については、米穀の区分に応じ、品位等検査を受けなければならない。

(登録検査機関の登録)

第十七条 (略)

4

一～四 (略)

五 登録検査機関が農産物検査を行う区域及び農産物検査を行う場所

六・七 (略)

5～9 (略)

(政府が輸入する米麦等に係る農産物検査)

第三十四条 政府は、次に掲げる米穀又は麦について品位等検査を受けるものとする。

一 政府の輸入を目的とする買入れに係る米穀又は麦で品位等検査を受けていないもの

二 政府の所有に係る米穀又は麦であつて、第十五条第一項第一号から第三号までに掲げる場合に該当するため品位等検査を受けていないものとみなされたもの

2 第十四条第二項の規定は、前項第二号に掲げる米穀又は麦についての同項の品位等検査について準用する。

3・4 (略)

(罰則)

第三十七条 (略)

一 第六条第一項又は第十五条第二項の規定に違反した者

二・三 (略)

第三十七条 (略)

一 第三条第一項、第四条第一項、第六条又は第十五条第二項の規定に違反した者

二・三 (略)

改 正 案	現 行
<p>（飼料の買入）</p> <p>第四条 政府は、飼料需給計画に基づき、主要食糧の需給及び価格の安定に関する法律（平成六年法律第百十三号）<u>第四十二条</u>第一項の規定により大麦及び小麦の輸入を目的とする買入れを行うほか、輸入飼料（大麦及び小麦を除く。次項、<u>第五条第二項</u>及び<u>第八条の二</u>第一項において同じ。）を買い入れることができる。</p> <p>2 （略）</p> <p>（飼料の売渡）</p> <p>第五条 政府は、飼料需給計画に基づき、その保管する輸入飼料を売り渡すものとする。</p> <p>2・3 （略）</p> <p>4 第一項の規定による輸入飼料たる大麦及び小麦の売渡しについては、主要食糧の需給及び価格の安定に関する法律<u>第四十三条第二項</u>から第七項までの規定は適用しない。</p>	<p>（飼料の買入）</p> <p>第四条 政府は、飼料需給計画に基づき、主要食糧の需給及び価格の安定に関する法律（平成六年法律第百十三号）<u>第六十七条</u>第一項の規定により大麦及び小麦の輸入を目的とする買入れを行うほか、輸入飼料（大麦及び小麦を除く。次項、<u>第五条第二項</u>及び<u>第八条の二</u>第一項において同じ。）を買い入れることができる。</p> <p>2 （略）</p> <p>（飼料の売渡）</p> <p>第五条 政府は、飼料需給計画に基づき、その保管する輸入飼料を売り渡すものとする。</p> <p>2・3 （略）</p> <p>4 第一項の規定による輸入飼料たる大麦及び小麦の売渡しについては、主要食糧の需給及び価格の安定に関する法律<u>第六十八条第二項</u>において<u>準用する同法第六十一条第二項</u>から第七項までの規定は適用しない。</p>

改 正 案	現 行
<p>（輸入数量が輸入基準数量を超えた場合の特別緊急関税）                  第七条の三（略）</p> <p>2 前項の規定は、別表第一の六に掲げる物品が次の各号のいずれかに該当する場合には、適用しない。</p> <p>一・二（略）</p> <p>三 関税率法別表第一〇〇一・一〇号及び第一〇〇一・九〇号に掲げる小麦及びメスリン、同表第一〇〇三・〇〇号に掲げる大麦及び裸麦、同表第一〇〇八・九〇号の二の一に掲げるライ小麦、同表第一〇〇一・〇〇号に掲げる小麦粉及びメスリン粉、同表第一〇二・九〇号の一及び二に掲げる大麦粉、裸麦粉及びライ小麦粉、同表第一〇三・一一号、第一〇三・一九号の一及び二、第一〇三・二〇号の一、四及び五に掲げるひき割り穀物等、同表第一〇四・一九号の一及び三並びに第一〇四・二九号の一及び三に掲げる加工穀物、同表第一〇八・一一号に掲げる小麦でん粉、同表第一九〇一・二〇号の一の二のB、C及びDのa並びに第一九〇一・九〇号の一の二のB、C及びDのaに掲げる穀粉等の調製食料品、同表第一九〇四・一〇号の二の二及び三、第一九〇四・二〇号の二の二及び三、第一九〇四・三〇号並びに第一九〇四・九〇号の二及び三に掲げる穀物等の調製食料</p>	<p>（輸入数量が輸入基準数量を超えた場合の特別緊急関税）                  第七条の三（略）</p> <p>2 前項の規定は、別表第一の六に掲げる物品が次の各号のいずれかに該当する場合には、適用しない。</p> <p>一・二（略）</p> <p>三 関税率法別表第一〇〇一・一〇号及び第一〇〇一・九〇号に掲げる小麦及びメスリン、同表第一〇〇三・〇〇号に掲げる大麦及び裸麦、同表第一〇〇八・九〇号の二の一に掲げるライ小麦、同表第一〇〇一・〇〇号に掲げる小麦粉及びメスリン粉、同表第一〇二・九〇号の一及び二に掲げる大麦粉、裸麦粉及びライ小麦粉、同表第一〇三・一一号、第一〇三・一九号の一及び二、第一〇三・二〇号の一、四及び五に掲げるひき割り穀物等、同表第一〇四・一九号の一及び三並びに第一〇四・二九号の一及び三に掲げる加工穀物、同表第一〇八・一一号に掲げる小麦でん粉、同表第一九〇一・二〇号の一の二のB、C及びDのa並びに第一九〇一・九〇号の一の二のB、C及びDのaに掲げる穀粉等の調製食料品、同表第一九〇四・一〇号の二の二及び三、第一九〇四・二〇号の二の二及び三、第一九〇四・三〇号並びに第一九〇四・九〇号の二及び三に掲げる穀物等の調製食料</p>

品並びに同表第二一〇六・九〇号の二の(一)のBに掲げる調製食品のうち、政府が主要食糧の需給及び価格の安定に関する法律(平成六年法律第百十三号)第四十二条の規定により輸入するもの及び同法第四十五条第一項ただし書に規定する政令で定める麦等のうち政令で定めるところにより農林水産大臣の証明を受けて輸入されるもの

三の二 関稅定率法別表第一〇〇六・一〇号、第一〇〇六・二〇号、第一〇〇六・三〇号及び第一〇〇六・四〇号に掲げる米、同表第一〇二・三〇号に掲げる米粉、同表第一〇三・一九号の四及び第一〇三・二〇号の三の二に掲げるひき割り穀物等、同表第一〇四・一九号の二の二及び第一〇四・二九号の二に掲げる加工穀物、同表第一九〇一・二〇号の(一)の二のA及び三並びに第一九〇一・九〇号の(二)のA及び三に掲げる穀粉等の調製食品、同表第一九〇四・一〇号の二の(一)、第一九〇四・二〇号の二の(一)及び第一九〇四・九〇号の(一)に掲げる穀物等の調製食品並びに同表第二一〇六・九〇号の二の(一)のAに掲げる調製食品のうち、政府が主要食糧の需給及び価格の安定に関する法律第三十条の規定により輸入するもの、同法第三十一条の規定による連名による申込みに応じて行う政府の買入れ及び売渡しに係る米穀等として輸入されるもの、同法第三十四条第一項第三号に規定する政令で定める米穀等のうち政令で定めるところにより農林水産大臣の証明を受けて輸入されるもの並びに同法第四十九条第一項の規定により政府が貸付けを行った米穀(これに準ずるものとして政令で定めるものを含む。)(の返還に係るもの

四(六) (略)

品並びに同表第二一〇六・九〇号の二の(一)のBに掲げる調製食品のうち、政府が主要食糧の需給及び価格の安定に関する法律(平成六年法律第百十三号)第六十七条の規定により輸入するもの及び同法第七十条第一項ただし書に規定する政令で定める麦等のうち政令で定めるところにより農林水産大臣の証明を受けて輸入されるもの

三の二 関稅定率法別表第一〇〇六・一〇号、第一〇〇六・二〇号、第一〇〇六・三〇号及び第一〇〇六・四〇号に掲げる米、同表第一〇二・三〇号に掲げる米粉、同表第一〇三・一九号の四及び第一〇三・二〇号の三の二に掲げるひき割り穀物等、同表第一〇四・一九号の二の二及び第一〇四・二九号の二に掲げる加工穀物、同表第一九〇一・二〇号の(一)の二のA及び三並びに第一九〇一・九〇号の(二)のA及び三に掲げる穀粉等の調製食品、同表第一九〇四・一〇号の二の(一)、第一九〇四・二〇号の二の(一)及び第一九〇四・九〇号の(一)に掲げる穀物等の調製食品並びに同表第二一〇六・九〇号の二の(一)のAに掲げる調製食品のうち、政府が主要食糧の需給及び価格の安定に関する法律第六十条の規定により輸入するもの、同法第六十二条の規定による連名による申込みに応じて行う政府の買入れ及び売渡しに係る米穀等として輸入されるもの、同法第六十五条第一項第三号に規定する政令で定める米穀等のうち政令で定めるところにより農林水産大臣の証明を受けて輸入されるもの並びに同法第七十二条第一項の規定により政府が貸付けを行った米穀(これに準ずるものとして政令で定めるものを含む。)(の返還に係るもの

四(六) (略)

37 (略)

別表第一 暫定関税率表(第二条、第七条の三、第七条の四、第八条の二、  
、第八条の三、第八条の六、第八条の七関係)

関税率法別表の 番号	品名	税率
一〇・〇一 一〇〇一・一〇	小麦及びメスリン デュラム小麦のうち 政府が主要食糧の需給及び価格 の安定に関する法律 <u>第四二条</u> の 規定により輸入するもの及び同 法 <u>第四五条</u> 第一項ただし書に規 定する政令で定める麦等のうち 政令で定めるところにより農林 水産大臣の証明を受けて輸入さ れるもの その他のものうち 政府が主要食糧の需給及び価格 の安定に関する法律 <u>第四二条</u> の 規定により輸入するもの及び同 法 <u>第四五条</u> 第一項ただし書に規	無税

37 (略)

別表第一 暫定関税率表(第二条、第七条の三、第七条の四、第八条の二  
、第八条の三、第八条の六、第八条の七関係)

関税率法別表の 番号	品名	税率
一〇・〇一 一〇〇一・一〇	小麦及びメスリン デュラム小麦のうち 政府が主要食糧の需給及び価格 の安定に関する法律 <u>第六七条</u> の 規定により輸入するもの及び同 法 <u>第七〇条</u> 第一項ただし書に規 定する政令で定める麦等のうち 政令で定めるところにより農林 水産大臣の証明を受けて輸入さ れるもの その他のものうち 政府が主要食糧の需給及び価格 の安定に関する法律 <u>第六七条</u> の 規定により輸入するもの及び同 法 <u>第七〇条</u> 第一項ただし書に規	無税

一〇・〇三	<p>定する政令で定める麦等のうち 政令で定めるところにより農林 水産大臣の証明を受けて輸入さ れるもの</p> <p>メスリン</p> <p>その他のもの</p>	二〇%
一〇〇三・〇〇	<p>大麦及び裸麦のうち</p> <p>政府が主要食糧の需給及び価格の 安定に関する法律第四二条の規定 により輸入するもの及び同法第四 五条第一項ただし書に規定する政 令で定める麦等のうち政令で定め るところにより農林水産大臣の証 明を受けて輸入されるもの</p>	無税
一〇・〇六	<p>米</p> <p>もみのうち</p>	<p>政府が主要食糧の需給及び価格 の安定に関する法律第三〇条の 規定により輸入するもの、同法 第三一条の規定による連名によ る申込みに応じて行う政府の買</p>
一〇〇六・一〇		
一〇・〇三	<p>定する政令で定める麦等のうち 政令で定めるところにより農林 水産大臣の証明を受けて輸入さ れるもの</p> <p>メスリン</p> <p>その他のもの</p>	二〇%
一〇〇三・〇〇	<p>大麦及び裸麦のうち</p> <p>政府が主要食糧の需給及び価格の 安定に関する法律第六七条の規定 により輸入するもの及び同法第七 〇条第一項ただし書に規定する政 令で定める麦等のうち政令で定め るところにより農林水産大臣の証 明を受けて輸入されるもの</p>	無税
一〇・〇六	<p>米</p> <p>もみのうち</p>	<p>政府が主要食糧の需給及び価格 の安定に関する法律第六〇条の 規定により輸入するもの、同法 第六二条の規定による連名によ る申込みに応じて行う政府の買</p>
一〇〇六・一〇		

入れ及び売渡しに係る米穀等として輸入されるもの、同法第三四条第一項第三号に規定する政令で定める米穀等のうち政令で定めるところにより農林水産大臣の証明を受けて輸入されるもの並びに同法第四九条第一項の規定により政府が貸付けを行った米穀（これに準ずるものとして政令で定めるものを含む。）の返還に係るもので輸入されるもの

一〇〇六・二〇

玄米のうち

政府が主要食糧の需給及び価格の安定に関する法律第三〇条の規定により輸入するもの、同法第三一条の規定による連名による申込みに応じて行う政府の買入れ及び売渡しに係る米穀等として輸入されるもの、同法第三四条第一項第三号に規定する政令で定める米穀等のうち政令で定めるところにより農林水産大

無税

入れ及び売渡しに係る米穀等として輸入されるもの、同法第六五条第一項第三号に規定する政令で定める米穀等のうち政令で定めるところにより農林水産大臣の証明を受けて輸入されるもの並びに同法第七二条第一項の規定により政府が貸付けを行った米穀（これに準ずるものとして政令で定めるものを含む。）の返還に係るもので輸入されるもの

一〇〇六・二〇

玄米のうち

政府が主要食糧の需給及び価格の安定に関する法律第六〇条の規定により輸入するもの、同法第六二条の規定による連名による申込みに応じて行う政府の買入れ及び売渡しに係る米穀等として輸入されるもの、同法第六五条第一項第三号に規定する政令で定める米穀等のうち政令で定めるところにより農林水産大

無税



一〇〇六・三〇

臣の証明を受けて輸入されるもの並びに同法第四九条第一項の規定により政府が貸付けを行った米穀（これに準ずるものとして政令で定めるものを含む。）の返還に係るもので輸入されるもの

精米（研磨してあるかないか又はつや出ししてあるかないかを問わない。）のうち

政府が主要食糧の需給及び価格の安定に関する法律第三〇条の規定により輸入するもの、同法第三一条の規定による連名による申込みに応じて行う政府の買入れ及び売渡しに係る米穀等として輸入されるもの、同法第三四條第一項第三号に規定する政令で定める米穀等のうち政令で定めるところにより農林水産大臣の証明を受けて輸入されるもの並びに同法第四九条第一項の規定により政府が貸付けを行う

無税

一〇〇六・三〇

臣の証明を受けて輸入されるもの並びに同法第七二条第一項の規定により政府が貸付けを行った米穀（これに準ずるものとして政令で定めるものを含む。）の返還に係るもので輸入されるもの

精米（研磨してあるかないか又はつや出ししてあるかないかを問わない。）のうち

政府が主要食糧の需給及び価格の安定に関する法律第六〇条の規定により輸入するもの、同法第六二条の規定による連名による申込みに応じて行う政府の買入れ及び売渡しに係る米穀等として輸入されるもの、同法第六五條第一項第三号に規定する政令で定める米穀等のうち政令で定めるところにより農林水産大臣の証明を受けて輸入されるもの並びに同法第七二条第一項の規定により政府が貸付けを行う

無税

一〇・〇八

一〇〇六・四〇

た米穀（これに準ずるものとして政令で定めるものを含む。）の返還に係るもので輸入されるもの

碎米のうち

政府が主要食糧の需給及び価格の安定に関する法律第三〇条の規定により輸入するもの、同法第三一条の規定による連名による申込みに応じて行う政府の買入れ及び売渡しに係る米穀等として輸入されるもの、同法第三四条第一項第三号に規定する政令で定める米穀等のうち政令で定めるところにより農林水産大臣の証明を受けて輸入されるもの並びに同法第四九条第一項の規定により政府が貸付けを行つた米穀（これに準ずるものとして政令で定めるものを含む。）の返還に係るもので輸入されるもの

そば、ミレット及びカナリーシード

無税

無税

一〇・〇八

一〇〇六・四〇

た米穀（これに準ずるものとして政令で定めるものを含む。）の返還に係るもので輸入されるもの

碎米のうち

政府が主要食糧の需給及び価格の安定に関する法律第六〇条の規定により輸入するもの、同法第六二条の規定による連名による申込みに応じて行う政府の買入れ及び売渡しに係る米穀等として輸入されるもの、同法第六五条第一項第三号に規定する政令で定める米穀等のうち政令で定めるところにより農林水産大臣の証明を受けて輸入されるもの並びに同法第七二条第一項の規定により政府が貸付けを行つた米穀（これに準ずるものとして政令で定めるものを含む。）の返還に係るもので輸入されるもの

そば、ミレット及びカナリーシード

無税

無税

一〇〇八・九〇	並びにその他の穀物	その他の穀物	二 その他のもの	(一) ライ小麦のうち	政府が主要食糧の需給及び価格の安定に関する法律 <u>第四二条</u> の規定により輸入するもの及び同法 <u>第四五条</u> 第一項ただし書に規定する政令で定める麦等のうちより農林水産大臣の証明を受けて輸入されるもの	一〇〇一・〇〇 一一〇一	小麦粉及びメスリン粉のうち 政府が主要食糧の需給及び価格の安定に関する法律 <u>第四二条</u> の規定により輸入するもの及び同法 <u>第四五条</u> 第一項ただし書に規定する政令で定める麦等のうち政令で定めるところにより農林水産大臣の証
---------	-----------	--------	----------	-------------	--	-----------------	---

無税

一〇〇八・九〇	並びにその他の穀物	その他の穀物	二 その他のもの	(一) ライ小麦のうち	政府が主要食糧の需給及び価格の安定に関する法律 <u>第六七条</u> の規定により輸入するもの及び同法 <u>第七〇条</u> 第一項ただし書に規定する政令で定める麦等のうちより農林水産大臣の証明を受けて輸入されるもの	一〇〇一・〇〇 一一〇一	小麦粉及びメスリン粉のうち 政府が主要食糧の需給及び価格の安定に関する法律 <u>第六七条</u> の規定により輸入するもの及び同法 <u>第七〇条</u> 第一項ただし書に規定する政令で定める麦等のうち政令で定めるところにより農林水産大臣の証
---------	-----------	--------	----------	-------------	--	-----------------	---

無税

一・〇二	明を受けて輸入されるもの 穀粉（小麦粉及びメスリン粉を除く。）	二五%
一〇二・三〇	米粉のうち 政府が主要食糧の需給及び価格の安定に関する法律第三〇条の規定により輸入するもの、同法第三一条の規定による連名による申込みに応じて行う政府の買入れ及び売渡しに係る米穀等として輸入されるもの並びに同法第三四条第一項第三号に規定する政令で定める米穀等のうち政令で定めるところにより農林水産大臣の証明を受けて輸入されるもの	二五%
一〇二・九〇	その他のもの 一 大麦粉及び裸麦粉のうち 政府が主要食糧の需給及び価格の安定に関する法律第四二条の規定により輸入するもの及び同法第四五条第一項ただし書に	二五%
一・〇二	明を受けて輸入されるもの 穀粉（小麦粉及びメスリン粉を除く。）	二五%
一〇二・三〇	米粉のうち 政府が主要食糧の需給及び価格の安定に関する法律第六〇条の規定により輸入するもの、同法第六二条の規定による連名による申込みに応じて行う政府の買入れ及び売渡しに係る米穀等として輸入されるもの並びに同法第六五条第一項第三号に規定する政令で定める米穀等のうち政令で定めるところにより農林水産大臣の証明を受けて輸入されるもの	二五%
一〇二・九〇	その他のもの 一 大麦粉及び裸麦粉のうち 政府が主要食糧の需給及び価格の安定に関する法律第六七条の規定により輸入するもの及び同法七〇条第一項ただし書に	二五%

<p>一一・〇三三</p> <p>一一〇三三・一一</p>	<p>ひき割り穀物、穀物のミール及びペレット</p> <p>ひき割り穀物及び穀物のミール</p> <p>小麦のもののうち</p> <p>政府が主要食糧の需給及び価格の安定に関する法律第四二条の規定により輸入するもの</p>	<p>規定する政令で定める麦等のうち政令で定めるところにより農林水産大臣の証明を受けて輸入されるもの</p> <p>二五%</p>
<p>一一・〇三三</p> <p>一一〇三三・一一</p>	<p>ひき割り穀物、穀物のミール及びペレット</p> <p>ひき割り穀物及び穀物のミール</p> <p>小麦のもののうち</p> <p>政府が主要食糧の需給及び価格の安定に関する法律第四二条の規定により輸入するもの</p>	<p>規定する政令で定める麦等のうち政令で定めるところにより農林水産大臣の証明を受けて輸入されるもの</p> <p>二五%</p>
<p>一一・〇三三</p> <p>一一〇三三・一一</p>	<p>ひき割り穀物、穀物のミール及びペレット</p> <p>ひき割り穀物及び穀物のミール</p> <p>小麦のもののうち</p> <p>政府が主要食糧の需給及び価格の安定に関する法律第六七条の規定により輸入するもの</p>	<p>規定する政令で定める麦等のうち政令で定めるところにより農林水産大臣の証明を受けて輸入されるもの</p> <p>二五%</p>
<p>一一・〇三三</p> <p>一一〇三三・一一</p>	<p>ひき割り穀物、穀物のミール及びペレット</p> <p>ひき割り穀物及び穀物のミール</p> <p>小麦のもののうち</p> <p>政府が主要食糧の需給及び価格の安定に関する法律第六七条の規定により輸入するもの</p>	<p>規定する政令で定める麦等のうち政令で定めるところにより農林水産大臣の証明を受けて輸入されるもの</p> <p>二五%</p>

一〇三・一九	<p>及び同法第四五条第一項ただし書に規定する政令で定める麦等のうち政令で定めるところにより農林水産大臣の証明を受けて輸入されるもの</p> <p>その他の穀物のもの</p> <p>一 大麦又は裸麦のものうち</p> <p>政府が主要食糧の需給及び価格の安定に関する法律第四二条の規定により輸入するもの及び同法第四五条第一項ただし書に規定する政令で定める麦等のうち政令で定めるところにより農林水産大臣の証明を受けて輸入されるもの</p> <p>二 ライ小麦のものうち政府が主要食糧の需給及び価格の安定に関する法律第四二条の規定</p>	二五%	二〇%
一〇三・一九	<p>及び同法第七〇条第一項ただし書に規定する政令で定める麦等のうち政令で定めるところにより農林水産大臣の証明を受けて輸入されるもの</p> <p>その他の穀物のもの</p> <p>一 大麦又は裸麦のものうち</p> <p>政府が主要食糧の需給及び価格の安定に関する法律第六七条の規定により輸入するもの及び同法第七〇条第一項ただし書に規定する政令で定める麦等のうち政令で定めるところにより農林水産大臣の証明を受けて輸入されるもの</p> <p>二 ライ小麦のものうち政府が主要食糧の需給及び価格の安定に関する法律第六七条の規定</p>	二五%	二〇%

により輸入するもの及び同法第四十五条第一項ただし書に規定する政令で定める麦等のうち政令で定めるところにより農林水産大臣の証明を受けて輸入されるもの

四 米のもののうち

政府が主要食糧の需給及び価格の安定に関する法律第三〇条の規定により輸入するもの、同法第三十一条の規定による連名による申込みに応じて行う政府の買入れ及び売渡しに係る米穀等として輸入されるもの並びに同法第三四条第一項第三号に規定する政令で定める米穀等のうち政令で定めるところにより農林水

二〇%

により輸入するもの及び同法第七〇条第一項ただし書に規定する政令で定める麦等のうち政令で定めるところにより農林水産大臣の証明を受けて輸入されるもの

四 米のもののうち

政府が主要食糧の需給及び価格の安定に関する法律第六〇条の規定により輸入するもの、同法第六二条の規定による連名による申込みに応じて行う政府の買入れ及び売渡しに係る米穀等として輸入されるもの並びに同法第六五条第一項第三号に規定する政令で定める米穀等のうち政令で定めるところにより農林水

二〇%

産大臣の証明を受けて 輸入されるもの	一一〇三・二〇
ペレット	
一 小麦のもののうち	
政府が主要食糧の需給及び価格の安定に関する法律 <u>第四二条</u> の規定により輸入するもの及び同法第 <u>四五条</u> 第一項ただし書に規定する政令で定める麦等のうち政令で定めるところにより農林水産大臣の証明を受けて輸入されるもの	
三 とうもろこし又は米のもの (二) 米のものうち	
政府が主要食糧の需給及び価格の安定に関する法律 <u>第三〇条</u> の規定により輸入するもの、 同法 <u>第三一条</u> の規定による連名による申込みに応じて行う政府の買	
	二五%
	二五%

産大臣の証明を受けて 輸入されるもの	一一〇三・二〇
ペレット	
一 小麦のもののうち	
政府が主要食糧の需給及び価格の安定に関する法律 <u>第六七条</u> の規定により輸入するもの及び同法第 <u>七〇条</u> 第一項ただし書に規定する政令で定める麦等のうち政令で定めるところにより農林水産大臣の証明を受けて輸入されるもの	
三 とうもろこし又は米のもの (二) 米のものうち	
政府が主要食糧の需給及び価格の安定に関する法律 <u>第六〇条</u> の規定により輸入するもの、 同法 <u>第六二条</u> の規定による連名による申込みに応じて行う政府の買	
	二五%
	二五%



<p>入れ及び売渡しに係る米穀等として輸入されるもの並びに同法第三四条第一項第三号に規定する政令で定める米穀等のうち政令で定めるところにより農林水産大臣の証明を受けて輸入されるもの</p>	<p>二五%</p>
<p>四 大麦又は裸麦のもののうち政府が主要食糧の需給及び価格の安定に関する法律第四二条の規定により輸入するもの及び同法第四五条第一項ただし書に規定する政令で定める麦等のうち政令で定めるところにより農林水産大臣の証明を受けて輸入されるもの</p>	<p>二〇%</p>
<p>五 ライ小麦のもののうち政府が主要食糧の需給及び価格の安定に関する法</p>	

<p>入れ及び売渡しに係る米穀等として輸入されるもの並びに同法第六五条第一項第三号に規定する政令で定める米穀等のうち政令で定めるところにより農林水産大臣の証明を受けて輸入されるもの</p>	<p>二五%</p>
<p>四 大麦又は裸麦のもののうち政府が主要食糧の需給及び価格の安定に関する法律第六七条の規定により輸入するもの及び同法第七〇条第一項ただし書に規定する政令で定める麦等のうち政令で定めるところにより農林水産大臣の証明を受けて輸入されるもの</p>	<p>二〇%</p>
<p>五 ライ小麦のもののうち政府が主要食糧の需給及び価格の安定に関する法</p>	

<p>一一〇四・一九</p>	<p>律第四二条の規定により輸入するもの及び同法第四五条第一項ただし書に規定する政令で定める麦等のうち政令で定めるところにより農林水産大臣の証明を受けて輸入されるもの</p>
<p>一一〇四          (1) 小麦又はライ小麦のもの          小麦のもののうち          政府が主要食糧の需給及び価格の安定に          関する法律第四二条</p>	<p>一一・〇四          その他の加工穀物（例えば、殻を除き、ロールにかけ、フレーク状にし、真珠形にとう精し、薄く切り又は粗くひいたもの。第一〇・〇六項の米を除く。）及び穀物の胚芽（全形のもの及びロールにかけ、フレーク状にし又はひいたものに限る。）          ロールにかけ又はフレーク状にした穀物</p>

一一〇%

<p>一一〇四・一九</p>	<p>律第六七条の規定により輸入するもの及び同法第七〇条第一項ただし書に規定する政令で定める麦等のうち政令で定めるところにより農林水産大臣の証明を受けて輸入されるもの</p>
<p>一一〇四          (1) 小麦又はライ小麦のもの          小麦のもののうち          政府が主要食糧の需給及び価格の安定に          関する法律第六七条</p>	<p>一一・〇四          その他の加工穀物（例えば、殻を除き、ロールにかけ、フレーク状にし、真珠形にとう精し、薄く切り又は粗くひいたもの。第一〇・〇六項の米を除く。）及び穀物の胚芽（全形のもの及びロールにかけ、フレーク状にし又はひいたものに限る。）          ロールにかけ又はフレーク状にした穀物</p>

一一〇%

	<p>二 とうもろこし又は米のもの</p>		<p>二〇%</p>
	<p>(2) ライ小麦のもののうち 政府が主要食糧の需 給及び価格の安定に 関する法律第四二条 の規定により輸入す るもの及び同法第四 五条第一項ただし書 に規定する政令で定 める麦等のうち政令 で定めるところによ り農林水産大臣の証 明を受けて輸入され るもの</p>		<p>二五%</p>

	<p>二 とうもろこし又は米のもの</p>		<p>二〇%</p>
	<p>(2) ライ小麦のもの 政府が主要食糧の需 給及び価格の安定に 関する法律第六七条 の規定により輸入す るもの及び同法第七 〇条第一項ただし書 に規定する政令で定 める麦等のうち政令 で定めるところによ り農林水産大臣の証 明を受けて輸入され るもの</p>		<p>二五%</p>

(二) の

米のものうち

政府が主要食糧の需給及び価格の安定に関する法律第三〇条の規定により輸入するもの、同法第三十一条の規定による連名による申込みに応じて行う政府の買入れ及び売渡しに係る米穀等として輸入されるもの並びに同法第三四条第一項第三号に規定する政令で定める米穀等のうち政令で定めるところにより農林水産大臣の証明を受けて輸入されるもの

三 大麦又は裸麦のものうち

政府が主要食糧の需給

一五%

(二) の

米のものうち

政府が主要食糧の需給及び価格の安定に関する法律第六〇条の規定により輸入するもの、同法第六十二条の規定による連名による申込みに応じて行う政府の買入れ及び売渡しに係る米穀等として輸入されるもの並びに同法第六五条第一項第三号に規定する政令で定める米穀等のうち政令で定めるところにより農林水産大臣の証明を受けて輸入されるもの

三 大麦又は裸麦のものうち

政府が主要食糧の需給

一五%

一一〇四・二九

その他の穀物のもの

一 小麦又はライ小麦のもの

(1) 小麦のもののうち

政府が主要食糧の需  
給及び価格の安定に  
関する法律第四二条  
の規定により輸入す  
るもの及び同法第四  
五条第一項ただし書  
に規定する政令で定  
める麦等のうち政令  
で定めるところによ  
り農林水産大臣の証

及び価格の安定に關す  
る法律第四二条の規定  
により輸入するもの及  
び同法第四五条第一項  
ただし書に規定する政  
令で定める麦等のうち  
政令で定めるところに  
より農林水産大臣の証  
明を受けて輸入される  
もの

一一〇%

一一〇四・二九

その他の穀物のもの

一 小麦又はライ小麦のもの

(1) 小麦のもののうち

政府が主要食糧の需  
給及び価格の安定に  
関する法律第六七条  
の規定により輸入す  
るもの及び同法第七  
〇条第一項ただし書  
に規定する政令で定  
める麦等のうち政令  
で定めるところによ  
り農林水産大臣の証

及び価格の安定に關す  
る法律第六七条の規定  
により輸入するもの及  
び同法第七〇条第一項  
ただし書に規定する政  
令で定める麦等のうち  
政令で定めるところに  
より農林水産大臣の証  
明を受けて輸入される  
もの

一一〇%

<p>明を受けて輸入されるもの</p>	<p>(2)</p>	<p>ライ小麦のもののうち 政府が主要食糧の需給及び価格の安定に関する法律第四二条の規定により輸入するもの及び同法第四五条第一項ただし書に規定する政令で定める麦等のうち政令で定めるところにより農林水産大臣の証明を受けて輸入されるもの</p>	<p>二 米のものうち</p>	<p>政府が主要食糧の需給及び価格の安定に関する法律第三〇条の規定により輸入するもの、 同法第三一条の規定による連名による申込みに応じて行う政府の買</p>	<p>二五%</p>	<p>二〇%</p>
---------------------	------------	--	---------------------	--	------------	------------

<p>明を受けて輸入されるもの</p>	<p>(2)</p>	<p>ライ小麦のもののうち 政府が主要食糧の需給及び価格の安定に関する法律第六七条の規定により輸入するもの及び同法第七〇条第一項ただし書に規定する政令で定める麦等のうち政令で定めるところにより農林水産大臣の証明を受けて輸入されるもの</p>	<p>二 米のものうち</p>	<p>政府が主要食糧の需給及び価格の安定に関する法律第六〇条の規定により輸入するもの、 同法第六二条の規定による連名による申込みに応じて行う政府の買</p>	<p>二五%</p>	<p>二〇%</p>
---------------------	------------	--	---------------------	--	------------	------------

<p> <input type="checkbox"/> 三 大麦又は裸麦のもののうち  政府が主要食糧の需給及び価格の安定に関する法律第四二条の規定により輸入するもの及び同法第四五条第一項ただし書に規定する政令で定める麦等のうち政令で定めるところにより農林水産大臣の証明を受けて輸入されるもの </p>	<p> <input type="checkbox"/> 二五% </p>
<p> <input type="checkbox"/> 三 大麦又は裸麦のもののうち  政府が主要食糧の需給及び価格の安定に関する法律第四二条の規定により輸入するもの及び同法第四五条第一項ただし書に規定する政令で定める麦等のうち政令で定めるところにより農林水産大臣の証明を受けて輸入されるもの </p>	<p> <input type="checkbox"/> 二〇% </p>

<p> <input type="checkbox"/> 三 大麦又は裸麦のもののうち  政府が主要食糧の需給及び価格の安定に関する法律第六七条の規定により輸入するもの及び同法第七〇条第一項ただし書に規定する政令で定める麦等のうち政令で定めるところにより農林水産大臣の証明を受けて輸入されるもの </p>	<p> <input type="checkbox"/> 二五% </p>
<p> <input type="checkbox"/> 三 大麦又は裸麦のもののうち  政府が主要食糧の需給及び価格の安定に関する法律第六七条の規定により輸入するもの及び同法第七〇条第一項ただし書に規定する政令で定める麦等のうち政令で定めるところにより農林水産大臣の証明を受けて輸入されるもの </p>	<p> <input type="checkbox"/> 二〇% </p>

一一・〇八	でん粉及びイヌリン
一一〇八・一一	小麦でん粉のうち 政府が主要食糧の需給及び価格の安定に関する法律第四二条の規定により輸入するもの及び同法第四五条第一項ただし書に規定する政令で定める麦等のうち政令で定めるところにより農林水産大臣の証明を受けて輸入されるもの
一九・〇一	麦芽エキス並びに穀粉、ミール、でん粉又は麦芽エキスの調製食料品（ココアを含有するものにあつては完全に脱脂したココアとして計算したココアの含有量が全重量の四〇％未満のものに限るものとし、他の項に該当するものを除く。）及び第〇四・〇一項から第〇四・〇四項までの物品の調製食料品（ココアを含有するものにあつては完全に脱脂したココアとして計算したココアの含有量が全重量の五％未満のものに限るもの

二五%

一一・〇八	でん粉及びイヌリン
一一〇八・一一	小麦でん粉のうち 政府が主要食糧の需給及び価格の安定に関する法律第六七条の規定により輸入するもの及び同法第七〇条第一項ただし書に規定する政令で定める麦等のうち政令で定めるところにより農林水産大臣の証明を受けて輸入されるもの
一九・〇一	麦芽エキス並びに穀粉、ミール、でん粉又は麦芽エキスの調製食料品（ココアを含有するものにあつては完全に脱脂したココアとして計算したココアの含有量が全重量の四〇％未満のものに限るものとし、他の項に該当するものを除く。）及び第〇四・〇一項から第〇四・〇四項までの物品の調製食料品（ココアを含有するものにあつては完全に脱脂したココアとして計算したココアの含有量が全重量の五％未満のものに限るもの

二五%



のとし、他の項に該当するものを除く。）

一九〇一・一〇  
(略)

一九〇一・二〇  
第一九・〇五項のベーカリー製品

製造用の混合物及び練り生地

- 一 穀粉、ミール又はでん粉の調製食料品（米、小麦、ライ小麦、大麦若しくは裸麦の粉、ひき割りしたもの、ミール若しくはペレット又はでん粉の一年以上を含有するもので、これらの物品の含有量の合計が全重量の八五%を超えるものに限るものとし、ケーキミックス及び育児食用又は食餌療法用のものを除く。）、米菓生地（育児食用又は食餌療法用のものを除く。）及び第一四・〇一項から第一四・〇四項までの物品の調製食料品（ミルクの天然の組成分の含有量の合計が乾燥状

のとし、他の項に該当するものを除く。）

一九〇一・一〇  
(略)

一九〇一・二〇  
第一九・〇五項のベーカリー製品

製造用の混合物及び練り生地

- 一 穀粉、ミール又はでん粉の調製食料品（米、小麦、ライ小麦、大麦若しくは裸麦の粉、ひき割りしたもの、ミール若しくはペレット又はでん粉の一年以上を含有するもので、これらの物品の含有量の合計が全重量の八五%を超えるものに限るものとし、ケーキミックス及び育児食用又は食餌療法用のものを除く。）、米菓生地（育児食用又は食餌療法用のものを除く。）及び第一四・〇一項から第一四・〇四項までの物品の調製食料品（ミルクの天然の組成分の含有量の合計が乾燥状

態において全重量の三〇%  
以上のものに限る。)

(二)(一)  
(略)

米、小麦、ライ小麦、大  
麦若しくは裸麦の粉、ひ  
き割りしたもの、ミール  
若しくはペレット又はで  
ん粉の一以上を含有する  
調製食料品で、これらの  
物品の含有量の合計が全  
重量の八五%を超えるも  
の(ケーキミックス及び  
育児食用又は食餌療法用  
のものを除く。)

A 米産品、小麦産品(ラ  
イ小麦産品を含む。)

、大麦産品(裸麦産品  
を含む。)、及びでん粉  
のうち、米産品が最大  
の重量を占めるもの  
のうち

政府が主要食糧の需  
給及び価格の安定に

態において全重量の三〇%  
以上のものに限る。)

(二)(一)  
(略)

米、小麦、ライ小麦、大  
麦若しくは裸麦の粉、ひ  
き割りしたもの、ミール  
若しくはペレット又はで  
ん粉の一以上を含有する  
調製食料品で、これらの  
物品の含有量の合計が全  
重量の八五%を超えるも  
の(ケーキミックス及び  
育児食用又は食餌療法用  
のものを除く。)

A 米産品、小麦産品(ラ  
イ小麦産品を含む。)

、大麦産品(裸麦産品  
を含む。)、及びでん粉  
のうち、米産品が最大  
の重量を占めるもの  
のうち

政府が主要食糧の需  
給及び価格の安定に

関する法律第三〇条の規定により輸入するもの、同法第三十一条の規定による連名による申込みに応じ  
て行う政府の買入れ及び売渡しに係る米穀等として輸入されるもの並びに同法第三十四条第一項第三号に規定する政令で定める米穀等のうち政令で定めるところにより農林水産大臣の証明を受けて輸入されるもの

B 米産品、小麦産品（ライ小麦産品を含む。）  
、大麦産品（裸麦産品を含む。）及びでん粉のうち、小麦産品（ライ小麦産品を含む。）  
が最大の重量を占める

二五%

関する法律第六〇条の規定により輸入するもの、同法第六十二条の規定による連名による申込みに応じ  
て行う政府の買入れ及び売渡しに係る米穀等として輸入されるもの並びに同法第六十五条第一項第三号に規定する政令で定める米穀等のうち政令で定めるところにより農林水産大臣の証明を受けて輸入されるもの

B 米産品、小麦産品（ライ小麦産品を含む。）  
、大麦産品（裸麦産品を含む。）及びでん粉のうち、小麦産品（ライ小麦産品を含む。）  
が最大の重量を占める

二五%

ものうち

政府が主要食糧の需  
給及び価格の安定に  
関する法律第四二条  
の規定により輸入す  
るもの及び同法第四  
五条第一項ただし書  
に規定する政令で定  
める麦等のうち政令  
で定めるところによ  
り農林水産大臣の証  
明を受けて輸入され  
るもの

Ｃ  
米産品、小麦産品（ラ  
イ小麦産品を含む。）  
、大麦産品（裸麦産品  
を含む。）及びでん粉  
のうち、大麦産品（裸  
麦産品を含む。）が最  
大の重量を占めるもの  
のうち

政府が主要食糧の需  
給及び価格の安定に

二五%

ものうち

政府が主要食糧の需  
給及び価格の安定に  
関する法律第六七条  
の規定により輸入す  
るもの及び同法第七  
〇条第一項ただし書  
に規定する政令で定  
める麦等のうち政令  
で定めるところによ  
り農林水産大臣の証  
明を受けて輸入され  
るもの

Ｃ  
米産品、小麦産品（ラ  
イ小麦産品を含む。）  
、大麦産品（裸麦産品  
を含む。）及びでん粉  
のうち、大麦産品（裸  
麦産品を含む。）が最  
大の重量を占めるもの  
のうち

政府が主要食糧の需  
給及び価格の安定に

二五%

関する法律第四二条の規定により輸入するもの及び同法第四五条第一項ただし書に規定する政令で定める麦等のうち政令で定めるところにより農林水産大臣の証明を受けて輸入されるもの

D

米産品、小麦産品（ライ小麦産品を含む。）  
、大麦産品（裸麦産品を含む。）及びでん粉のうち、でん粉が最大の重量を占めるもの  
(a) 小麦でん粉を含有するものうち

政府が主要食糧の需給及び価格の安定に関する法律第四二条の規定により輸入するもの及び

二五%

関する法律第六七条の規定により輸入するもの及び同法第七〇条第一項ただし書に規定する政令で定める麦等のうち政令で定めるところにより農林水産大臣の証明を受けて輸入されるもの

D

米産品、小麦産品（ライ小麦産品を含む。）  
、大麦産品（裸麦産品を含む。）及びでん粉のうち、でん粉が最大の重量を占めるもの  
(a) 小麦でん粉を含有するものうち

政府が主要食糧の需給及び価格の安定に関する法律第六七条の規定により輸入するもの及び

二五%

び同法第四十五条第一項ただし書に規定する政令で定める麦等のうち政令で定めるところにより農林水産大臣の証明を受けて輸入されるもの

二五%

(三)

(b) (略)  
米菓生地（育児食用又は食餌療法用のものを除く。）のうち

政府が主要食糧の需給及び価格の安定に関する法律第三〇条の規定により輸入するもの、同法第三一条の規定による連名による申込みに応じて行う政府の買入れ及び売渡しに係る米穀等として輸入されるもの並びに同法第三

四条第一項第三号に規

び同法第七〇条第一項ただし書に規定する政令で定める麦等のうち政令で定めるところにより農林水産大臣の証明を受けて輸入されるもの

二五%

(三)

(b) (略)  
米菓生地（育児食用又は食餌療法用のものを除く。）のうち

政府が主要食糧の需給及び価格の安定に関する法律第六〇条の規定により輸入するもの、同法第六二条の規定による連名による申込みに応じて行う政府の買入れ及び売渡しに係る米穀等として輸入されるもの並びに同法第六

五条第一項第三号に規

一九〇一・九〇

定する政令で定める米  
穀等のうち政令で定め  
るところにより農林水  
産大臣の証明を受けて  
輸入されるもの

その他のもの

一 穀粉、ミール又はでん粉の  
調製食料品（米、小麦、ラ  
イ小麦、大麦若しくは裸麦  
の粉、ひき割りしたもの、  
ミール若しくはペレット又  
はでん粉の一以上を含有す  
るもので、これらの物品の  
含有量の合計が全重量の八  
五%を超えるものに限るも  
のとし、ケーキミックス及  
び育児食用又は食餌療法用  
のものを除く。）、第〇四  
・〇一項から第〇四・〇四  
項までの物品の調製食料品  
（ミルクの天然の組成分の  
含有量の合計が乾燥状態に  
おいて全重量の三〇%以上

二五%

一九〇一・九〇

定する政令で定める米  
穀等のうち政令で定め  
るところにより農林水  
産大臣の証明を受けて  
輸入されるもの

その他のもの

一 穀粉、ミール又はでん粉の  
調製食料品（米、小麦、ラ  
イ小麦、大麦若しくは裸麦  
の粉、ひき割りしたもの、  
ミール若しくはペレット又  
はでん粉の一以上を含有す  
るもので、これらの物品の  
含有量の合計が全重量の八  
五%を超えるものに限るも  
のとし、ケーキミックス及  
び育児食用又は食餌療法用  
のものを除く。）、第〇四  
・〇一項から第〇四・〇四  
項までの物品の調製食料品  
（ミルクの天然の組成分の  
含有量の合計が乾燥状態に  
おいて全重量の三〇%以上

二五%

のものに限るものとし、加  
圧容器入りにしたホイップ  
ドクリームを除く。)及び  
もち、だんごその他これら  
に類する米産品(育児食用  
又は食餌療法用のものを除  
く。)

(二) (一)

(略)

米、小麦、ライ小麦、大  
麦若しくは裸麦の粉、ひ  
き割りしたもの、ミール  
若しくはペレット又はで  
ん粉の一以上を含有する  
調製食料品で、これらの  
物品の含有量の合計が全  
重量の八五%を超えるも  
の(ケーキミックス及び  
育児食用又は食餌療法用  
のものを除く。)

A 米産品、小麦産品(ラ

イ小麦産品を含む。)

、大麦産品(裸麦産品  
を含む。)及びでん粉

のものに限るものとし、加  
圧容器入りにしたホイップ  
ドクリームを除く。)及び  
もち、だんごその他これら  
に類する米産品(育児食用  
又は食餌療法用のものを除  
く。)

(二) (一)

(略)

米、小麦、ライ小麦、大  
麦若しくは裸麦の粉、ひ  
き割りしたもの、ミール  
若しくはペレット又はで  
ん粉の一以上を含有する  
調製食料品で、これらの  
物品の含有量の合計が全  
重量の八五%を超えるも  
の(ケーキミックス及び  
育児食用又は食餌療法用  
のものを除く。)

A 米産品、小麦産品(ラ

イ小麦産品を含む。)

、大麦産品(裸麦産品  
を含む。)及びでん粉



のうち、米産品が最大の重量を占めるもの  
のうち

政府が主要食糧の需  
給及び価格の安定に  
関する法律第三〇条  
の規定により輸入す  
るもの、同法第三一  
条の規定による連名  
による申込みに応じ  
て行う政府の買入れ  
及び売渡しに係る米  
穀等として輸入され  
るもの並びに同法第  
三四条第一項第三号  
に規定する政令で定  
める米穀等のうち政  
令で定めるところに  
より農林水産大臣の  
証明を受けて輸入さ  
れるもの

B 米産品、小麦産品（ラ  
イ小麦産品を含む。）

二五%

のうち、米産品が最大の重量を占めるもの  
のうち

政府が主要食糧の需  
給及び価格の安定に  
関する法律第六〇条  
の規定により輸入す  
るもの、同法第六二  
条の規定による連名  
による申込みに応じ  
て行う政府の買入れ  
及び売渡しに係る米  
穀等として輸入され  
るもの並びに同法第  
六五条第一項第三号  
に規定する政令で定  
める米穀等のうち政  
令で定めるところに  
より農林水産大臣の  
証明を受けて輸入さ  
れるもの

B 米産品、小麦産品（ラ  
イ小麦産品を含む。）

二五%

、大麦産品（裸麦産品を含む。）及びでん粉のうち、小麦産品（ライ小麦産品を含む。）が最大の重量を占めるものうち

政府が主要食糧の需給及び価格の安定に関する法律第四二条の規定により輸入するもの及び同法第四五条第一項ただし書に規定する政令で定める麦等のうち政令で定めるところにより農林水産大臣の証明を受けて輸入されるもの

Ｃ 米産品、小麦産品（ライ小麦産品を含む。）  
、大麦産品（裸麦産品を含む。）及びでん粉のうち、大麦産品（裸

二五%

、大麦産品（裸麦産品を含む。）及びでん粉のうち、小麦産品（ライ小麦産品を含む。）が最大の重量を占めるものうち

政府が主要食糧の需給及び価格の安定に関する法律第六七条の規定により輸入するもの及び同法第七〇条第一項ただし書に規定する政令で定める麦等のうち政令で定めるところにより農林水産大臣の証明を受けて輸入されるもの

Ｃ 米産品、小麦産品（ライ小麦産品を含む。）  
、大麦産品（裸麦産品を含む。）及びでん粉のうち、大麦産品（裸

二五%

麦産品を含む。 ) が最大の重量を占めるもの  
のうち

政府が主要食糧の需  
給及び価格の安定に  
関する法律第四二条  
の規定により輸入す  
るもの及び同法第四  
五条第一項ただし書  
に規定する政令で定  
める麦等のうち政令  
で定めるところによ  
り農林水産大臣の証  
明を受けて輸入され  
るもの

D

米産品、小麦産品(ラ  
イ小麦産品を含む。 )  
、大麦産品(裸麦産品  
を含む。 ) 及びでん粉  
のうち、でん粉が最大  
の重量を占めるもの  
(a) 小麦でん粉を含有す  
るもののうち

二五%

麦産品を含む。 ) が最大の重量を占めるもの  
のうち

政府が主要食糧の需  
給及び価格の安定に  
関する法律第六七条  
の規定により輸入す  
るもの及び同法第七  
〇条第一項ただし書  
に規定する政令で定  
める麦等のうち政令  
で定めるところによ  
り農林水産大臣の証  
明を受けて輸入され  
るもの

D

米産品、小麦産品(ラ  
イ小麦産品を含む。 )  
、大麦産品(裸麦産品  
を含む。 ) 及びでん粉  
のうち、でん粉が最大  
の重量を占めるもの  
(a) 小麦でん粉を含有す  
るもののうち

二五%

政府が主要食糧の  
需給及び価格の安  
定に関する法律第  
四二条の規定によ  
り輸入するもの及  
び同法第四五条第  
一項ただし書に規  
定する政令で定め  
る麦等のうち政令  
で定めるところに  
より農林水産大臣  
の証明を受けて輸  
入されるもの

二五%

- (三) (b) (略)
- もち、だんごその他これらに類する米産品（育児食用又は食餌療法用のものを除く。）
- (2)(1) (略)
- その他のものうち

政府が主要食糧の需  
給及び価格の安定に  
関する法律第三〇条

政府が主要食糧の  
需給及び価格の安  
定に関する法律第  
六七条の規定によ  
り輸入するもの及  
び同法第七〇条第  
一項ただし書に規  
定する政令で定め  
る麦等のうち政令  
で定めるところに  
より農林水産大臣  
の証明を受けて輸  
入されるもの

二五%

- (三) (b) (略)
- もち、だんごその他これらに類する米産品（育児食用又は食餌療法用のものを除く。）
- (2)(1) (略)
- その他のものうち

政府が主要食糧の需  
給及び価格の安定に  
関する法律第六〇条

一九・〇四

の規定により輸入するもの、同法第三十一条の規定による連名による申込みに応じ  
て行う政府の買入れ及び売渡しに係る米穀等として輸入されるもの並びに同法第三十四条第一項第三号に規定する政令で定める米穀等のうち政令で定めるところにより農林水産大臣の証明を受けて輸入されるもの

穀物又は穀物産品を膨張させて又はいつて得た調製食料品（例えば、コインフレーク）並びに粒状又はフレーク状の穀物（とうもろこしを除く。）及びその他の加工穀物（粉、ひき割り穀物及びミールを除く。）であらかじめ加熱による調理その他の調製をしたもの（他の項に該当する

二五%

一九・〇四

の規定により輸入するもの、同法第六十二条の規定による連名による申込みに応じ  
て行う政府の買入れ及び売渡しに係る米穀等として輸入されるもの並びに同法第六十五条第一項第三号に規定する政令で定める米穀等のうち政令で定めるところにより農林水産大臣の証明を受けて輸入されるもの

穀物又は穀物産品を膨張させて又はいつて得た調製食料品（例えば、コインフレーク）並びに粒状又はフレーク状の穀物（とうもろこしを除く。）及びその他の加工穀物（粉、ひき割り穀物及びミールを除く。）であらかじめ加熱による調理その他の調製をしたもの（他の項に該当する

二五%

一九〇四・一〇

ものを除く。）

穀物又は穀物産品を膨脹させて又はいつて得た調製食料品

二 米、小麦（ライ小麦を含む

。又は大麦（裸麦を含む

。）のいずれかを単に膨脹

させて又はいつて得た物品

の含有量が全重量の五〇%

以上の調製食料品

(一) 米のものうち

政府が主要食糧の需給及び価格の安定に関する

法律第三〇条の規定

により輸入するもの、

同法第三一条の規定に

よる連名による申込み

に応じて行う政府の買

入れ及び売渡しに係る

米穀等として輸入され

るもの並びに同法第三

四条第一項第三号に規

定する政令で定める米

穀等のうち政令で定め

一九〇四・一〇

ものを除く。）

穀物又は穀物産品を膨脹させて又はいつて得た調製食料品

二 米、小麦（ライ小麦を含む

。又は大麦（裸麦を含む

。）のいずれかを単に膨脹

させて又はいつて得た物品

の含有量が全重量の五〇%

以上の調製食料品

(一) 米のものうち

政府が主要食糧の需給及び価格の安定に関する

法律第六〇条の規定

により輸入するもの、

同法第六二条の規定に

よる連名による申込み

に応じて行う政府の買

入れ及び売渡しに係る

米穀等として輸入され

るもの並びに同法第六

五条第一項第三号に規

定する政令で定める米

穀等のうち政令で定め

<p>(二) 小麦(ライ小麦を含む)のもののうち</p> <p>政府が主要食糧の需給及び価格の安定に関する法律第<u>四二条</u>の規定により輸入するもの及び同法第<u>四五条</u>第一項ただし書に規定する政令で定める麦等のうちより農林水産大臣の証明を受けて輸入されるもの</p>	<p>るところにより農林水産大臣の証明を受けて輸入されるもの</p> <p>一九・二%</p>
<p>(三) 小麦(裸麦を含む)のもののうち</p> <p>政府が主要食糧の需給及び価格の安定に関する法律第<u>四二条</u>の規定により輸入するもの及び同法第<u>四五条</u>第一項</p>	<p>一九・二%</p>

<p>(二) 小麦(ライ小麦を含む)のもののうち</p> <p>政府が主要食糧の需給及び価格の安定に関する法律第<u>六七条</u>の規定により輸入するもの及び同法第<u>七〇条</u>第一項</p>	<p>るところにより農林水産大臣の証明を受けて輸入されるもの</p> <p>一九・二%</p>
<p>(三) 小麦(裸麦を含む)のもののうち</p> <p>政府が主要食糧の需給及び価格の安定に関する法律第<u>六七条</u>の規定により輸入するもの及び同法第<u>七〇条</u>第一項</p>	<p>一九・二%</p>

一九〇四・二〇

ただし書に規定する政  
令で定める麦等のうち  
政令で定めるところに  
より農林水産大臣の証  
明を受けて輸入される  
もの

いつてない穀物のフレークから得  
た調製食料品及びいつてない穀物  
のフレークといった穀物のフレー  
ク又は膨張させた穀物との混合物  
から得た調製食料品

二 米、小麦（ライ小麦を含む

。）又は大麦（裸麦を含む

。）のいずれかを単に膨張

させて得た物品の含有量が

全重量の五〇％以上の調製

食料品

(一) 米のものうち

政府が主要食糧の需給

及び価格の安定に関す

る法律第三〇条の規定

により輸入するもの、

同法第三一条の規定に

一九・二％

一九〇四・二〇

ただし書に規定する政  
令で定める麦等のうち  
政令で定めるところに  
より農林水産大臣の証  
明を受けて輸入される  
もの

いつてない穀物のフレークから得  
た調製食料品及びいつてない穀物  
のフレークといった穀物のフレー  
ク又は膨張させた穀物との混合物  
から得た調製食料品

二 米、小麦（ライ小麦を含む

。）又は大麦（裸麦を含む

。）のいずれかを単に膨張

させて得た物品の含有量が

全重量の五〇％以上の調製

食料品

(一) 米のものうち

政府が主要食糧の需給

及び価格の安定に関す

る法律第六〇条の規定

により輸入するもの、

同法第六二条の規定に

一九・二％



---

---

よる連名による申込み  
に依じて行う政府の買  
入れ及び売渡しに係る  
米穀等として輸入され  
るもの並びに同法第三  
四条第一項第三号に規  
定する政令で定める米  
穀等のうち政令で定め  
るところにより農林水  
産大臣の証明を受けて  
輸入されるもの

(二)

小麦(ライ小麦を含む)  
のもののうち

政府が主要食糧の需給  
及び価格の安定に関す  
る法律第四二条の規定  
により輸入するもの及  
び同法第四五条第一項  
ただし書に規定する政  
令で定める麦等のうち  
政令で定めるところに  
より農林水産大臣の証  
明を受けて輸入される

一九・二%

---

---

---

---

よる連名による申込み  
に依じて行う政府の買  
入れ及び売渡しに係る  
米穀等として輸入され  
るもの並びに同法第六  
五条第一項第三号に規  
定する政令で定める米  
穀等のうち政令で定め  
るところにより農林水  
産大臣の証明を受けて  
輸入されるもの

(二)

小麦(ライ小麦を含む)  
のもののうち

政府が主要食糧の需給  
及び価格の安定に関す  
る法律第六七条の規定  
により輸入するもの及  
び同法第七〇条第一項  
ただし書に規定する政  
令で定める麦等のうち  
政令で定めるところに  
より農林水産大臣の証  
明を受けて輸入される

一九・二%

---

---



一九〇四・九〇

その他のもの

を受けて輸入されるもの

一 米のもの

(1) (略)

(2) その他のものうち

政府が主要食糧の需給及び価格の安定に関する法律第三〇条の規定により輸入するもの、  
同法第三一条の規定による連名による申込みに応じて行う政府の買入れ及び売渡しに係る米穀等として輸入されるもの並びに同法第三四条第一項第三号に規定する政令で定める米穀等のうち政令で定めるところにより農林水産大臣の証明を受けて輸入されるもの  
二 小麦又はライ小麦のもの  
うち

二五%

二五%

一九〇四・九〇

その他のもの

を受けて輸入されるもの

一 米のもの

(1) (略)

(2) その他のものうち

政府が主要食糧の需給及び価格の安定に関する法律第六〇条の規定により輸入するもの、  
同法六二条の規定による連名による申込みに応じて行う政府の買入れ及び売渡しに係る米穀等として輸入されるもの並びに同法第六五条第一項第三号に規定する政令で定める米穀等のうち政令で定めるところにより農林水産大臣の証明を受けて輸入されるもの  
二 小麦又はライ小麦のもの  
うち

二五%

二五%

二二・〇六

調製食料品（他の項に該当するもの

三 大麦又は裸麦のもののうち  
政府が主要食糧の需給及び価格の安定に関する法律第四二条の規定により輸入するもの及び同法第四五条第一項ただし書に規定する政令で定める麦等のうち政令で定めるところにより農林水産大臣の証明を受けて輸入されるもの

二五%

二五%

二二・〇六

調製食料品（他の項に該当するもの

三 大麦又は裸麦のもののうち  
政府が主要食糧の需給及び価格の安定に関する法律第六七条の規定により輸入するもの及び同法第七〇条第一項ただし書に規定する政令で定める麦等のうち政令で定めるところにより農林水産大臣の証明を受けて輸入されるもの

二五%

二五%

二二〇六・一〇  
二二〇六・九〇

を除く。）

(略)

その他のもの

一 (略)

二 その他のもの

(一) 米、小麦(ライ小麦を含む。 ) 又は大麦(裸麦を含む。 ) のいずれかの含有量が全重量の三〇%を超える調製食料品

A 米の含有量が全重量の三〇%を超えるもの

うち  
政府が主要食糧の需給及び価格の安定に関する法律第三〇条の規定により輸入するもの、同法第三一条の規定による連名による申込みに応じて行う政府の買入れ及び売渡しに係る米穀等として輸入され

穀等として輸入され

二二〇六・一〇  
二二〇六・九〇

を除く。）

(略)

その他のもの

一 (略)

二 その他のもの

(一) 米、小麦(ライ小麦を含む。 ) 又は大麦(裸麦を含む。 ) のいずれかの含有量が全重量の三〇%を超える調製食料品

A 米の含有量が全重量の三〇%を超えるもの

うち  
政府が主要食糧の需給及び価格の安定に関する法律第六〇条の規定により輸入するもの、同法第六二条の規定による連名による申込みに応じて行う政府の買入れ及び売渡しに係る米穀等として輸入され

穀等として輸入され

るもの並びに同法第  
三四条第一項第三号  
に規定する政令で定  
める米穀等のうち政  
令で定めるところに  
より農林水産大臣の  
証明を受けて輸入さ  
れるもの

B その他のもの

(a) 小麦（ライ小麦を含  
む。）の含有量が全  
重量の三〇%を超え  
るものうち  
政府が主要食糧の  
需給及び価格の安  
定に関する法律第  
四二条の規定によ  
り輸入するもの及  
び同法第四五条第  
一項ただし書に規  
定する政令で定め  
る麦等のうち政令  
で定めるところに

二五%

るもの並びに同法第  
六五条第一項第三号  
に規定する政令で定  
める米穀等のうち政  
令で定めるところに  
より農林水産大臣の  
証明を受けて輸入さ  
れるもの

B その他のもの

(a) 小麦（ライ小麦を含  
む。）の含有量が全  
重量の三〇%を超え  
るものうち  
政府が主要食糧の  
需給及び価格の安  
定に関する法律第  
六七条の規定によ  
り輸入するもの及  
び同法第七〇条第  
一項ただし書に規  
定する政令で定め  
る麦等のうち政令  
で定めるところに

二五%

	<p>(b)</p> <p>より農林水産大臣の証明を受けて輸入されるもの</p> <p>大麦（裸麦を含む。）の含有量が全重量の三〇%を超えるもののうち</p> <p>政府が主要食糧の需給及び価格の安定に関する法律第四二条の規定により輸入するもの及び同法第四五条第一項ただし書に規定する政令で定める麦等のうち政令で定めるところにより農林水産大臣の証明を受けて輸入されるもの</p>	<p>二五%</p> <p>二五%</p>
	<p>(b)</p> <p>より農林水産大臣の証明を受けて輸入されるもの</p> <p>大麦（裸麦を含む。）の含有量が全重量の三〇%を超えるもののうち</p> <p>政府が主要食糧の需給及び価格の安定に関する法律第六七条の規定により輸入するもの及び同法第七〇条第一項ただし書に規定する政令で定める麦等のうち政令で定めるところにより農林水産大臣の証明を受けて輸入されるもの</p>	<p>二五%</p> <p>二五%</p>

改 正 案

現 行

<p>（住民票の記載事項）</p> <p>第七条 住民票には、次に掲げる事項について記載（前条第三項の規定により磁気ディスクをもつて調製する住民票にあつては、記録。以下同じ。）をする。</p> <p>一 十一の二（略）</p> <p>十二 米穀の配給を受ける者（主要食糧の需給及び価格の安定に関する法律（平成六年法律第百十三号）<u>第四十条</u>第一項の規定に基づく政令の規定により米穀の配給が実施される場合におけるその配給に基づき米穀の配給を受ける者で政令で定めるものをいう。第三十条及び第三十一条第三項において同じ。）については、その米穀の配給に関する事項で政令で定めるもの</p> <p>十三・十四（略）</p> <p>別表第一（第三十条の七関係）</p> <table border="1"> <tr> <td>提供を受ける国の機関又は法人</td> <td>事</td> <td>務</td> </tr> <tr> <td>（略）</td> <td>（略）</td> <td>（略）</td> </tr> </table>	提供を受ける国の機関又は法人	事	務	（略）	（略）	（略）	<p>（住民票の記載事項）</p> <p>第七条 住民票には、次に掲げる事項について記載（前条第三項の規定により磁気ディスクをもつて調製する住民票にあつては、記録。以下同じ。）をする。</p> <p>一 十一の二（略）</p> <p>十二 米穀の配給を受ける者（主要食糧の需給及び価格の安定に関する法律（平成六年法律第百十三号）<u>第八十三条</u>第一項の規定に基づく政令の規定により米穀の配給が実施される場合におけるその配給に基づき米穀の配給を受ける者で政令で定めるものをいう。第三十条及び第三十一条第三項において同じ。）については、その米穀の配給に関する事項で政令で定めるもの</p> <p>十三・十四（略）</p> <p>別表第一（第三十条の七関係）</p> <table border="1"> <tr> <td>提供を受ける国の機関又は法人</td> <td>事</td> <td>務</td> </tr> <tr> <td>（略）</td> <td>（略）</td> <td>（略）</td> </tr> </table>	提供を受ける国の機関又は法人	事	務	（略）	（略）	（略）
提供を受ける国の機関又は法人	事	務											
（略）	（略）	（略）											
提供を受ける国の機関又は法人	事	務											
（略）	（略）	（略）											
<p>八十二 削除</p>	<p>八十二 農林水産省</p> <p>主要食糧の需給及び価格の安定に関する法律によ</p>												



別表第三（第三十条の七関係）

(略)	
(略)	提供を受ける他の都道府県の執行機関
八 削除	事務

別表第三（第三十条の七関係）

(略)	<p>る同法第六条第一項若しくは同法第十条第二項）同法第二十七条第一項において準用する場合を含む。（）の登録、同法第十一条第二項若しくは第十二条（これらの規定を同法第二十七条第一項において準用する場合を含む。）の届出又は同法第六十五条の二の届出に関する事務であつて総務省令で定めるもの</p>
(略)	提供を受ける他の都道府県の執行機関
八 都道府県知事	<p>事務</p> <p>主要食糧の需給及び価格の安定に関する法律による同法第三十五条第一項の登録、同法第四十一条第一項及び第四十七条第一項において準用する同法第十条第二項の登録又は同法第四十一条第一項及び第四十七条第一項において準用する同法第一条第二項若しくは第十二条の届出に関する事務であつて総務省令で定めるもの</p>

(略)	(略)	(略)	(略)
<p>別表第五(第三十条の八関係)</p> <p>一〇十 (略)</p> <p>十一 削除</p> <p>十二了三十二 (略)</p>		<p>別表第五(第三十条の八関係)</p> <p>一〇十 (略)</p> <p>十一 主要食糧の需給及び価格の安定に関する法律による同法第三十五条第一項の登録、同法第四十一条第一項及び第四十七条第一項において準用する同法第十条第二項の登録又は同法第四十一条第一項及び第四十七条第一項において準用する同法第十一条第二項若しくは第十二条の届出に関する事務であつて総務省令で定めるもの</p> <p>十二了三十二 (略)</p>	

改 正 案	現 行
<p>別表第一（第六条関係）</p> <p>一～二十（略）</p> <p>二十一 次に掲げる施設で財務省令で定めるものの用に供されている土地等</p> <p>イ 主要食糧の需給及び価格の安定に関する法律（平成六年法律第一百十三号）<u>第二十九条（米穀の政府買入れ及び政府売渡し）</u>、<u>第三十条第一項（米穀等の輸入を目的とする買入れ及び当該米穀の売渡し）</u>、<u>第三十一条第一項（輸入に係る米穀等の特別な方式による買入れ及び売渡し）</u>、<u>第四十一条第一項（麦の政府買入れ）</u>又は<u>第四十二条第一項（麦等の輸入を目的とする買入れ）</u>の規定に基づき政府が買入れた米穀又は麦を保管するための施設</p> <p>ロ・ハ（略）</p>	<p>別表第一（第六条関係）</p> <p>一～二十（略）</p> <p>二十一 次に掲げる施設で財務省令で定めるものの用に供されている土地等</p> <p>イ 主要食糧の需給及び価格の安定に関する法律（平成六年法律第一百十三号）<u>第五十九条第一項（米穀の政府買入れ）</u>、<u>第六十条第一項（米穀等の輸入を目的とする買入れ）</u>、<u>第六十二条第一項（輸入に係る米穀等の特別な方式による買入れ及び売渡し）</u>、<u>第六十六条第一項（麦の政府買入れ）</u>又は<u>第六十七条第一項（麦等の輸入を目的とする買入れ）</u>の規定に基づき政府が買入れた米穀又は麦を保管するための施設</p> <p>ロ・ハ（略）</p>